

災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入れ及び配送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、姫路市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ及び配送等の要請手続等の必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資 調達物資及び義援物資をいう。
- (2) 調達物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (3) 義援物資 被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (4) 避難所等 支援物資の配達先となる姫路市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 物資拠点 大規模な災害等により甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）の拠点又は支援物資の配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資拠点の設置等）

第3条 物資拠点の設置場所は、災害時に甲が指定する場所のほか、甲の要請に基づき乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、姫路市内における支援物資の供給体制が整う等の理由により荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら物資拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の要請）

第4条 甲は、前条に規定する物資拠点を設置する場合は、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請する時間的余裕がない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で必要と認めるときは、文書により乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入れ及び配送並びに要員の派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による申請により物資の受入れ及び配送等を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合

は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により要員の派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条各項若しくは前2項の規定により要請し、又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第4条第1項に規定する業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から適正な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、第4条第1項に規定する業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(再委託)

第12条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。この場合において、乙は、再委託先の行為について自らが本業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(平常時の活動)

第13条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく担当者を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用)

第16条 本協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年(2025年) 1月15日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙

協定先事業所一覧表

協力企業等	住所	電話	FAX
佐川急便株式会社 関西支店	姫路市白浜町宇佐崎南2丁目82番地	0570-01-0267	246-3775
西濃運輸株式会社 姫路支店	姫路市飾西748-7	267-1881	267-2165
福山通運株式会社 姫路支店	姫路市東夢前台三丁目一番地	298-2000	296-4114
ヤマト運輸株式会社 姫路主管支店	姫路市花田町加納原田661-1	253-6802	253-6808

災害時における物資等の輸送に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送に必要な一般貨物自動車の提供による応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、物資等の輸送に乙の所属会員が所有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員
- (3) 応援を必要とする期間、場所等
- (4) 輸送品目及び数量
- (5) 現場責任者
- (6) その他必要な事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により事業用自動車の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、事業用自動車を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業用自動車の事業者名、車種、台数、従事人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) 応援に従事した期間及び輸送物資等の内容
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第8条の規定に基づき運輸大臣の許可を受けた額を適用するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、負担すべき額を決定する。なお、乙が自主的に行う輸送業務に伴う費用は、乙の負担とする。

（事故等）

第5条 乙は、提供した事業用自動車は、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

る。

(補償)

第7条 この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる自動車運送事業者の責任において行うものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 前項に掲げる協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成11年(1999年)6月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年(1999年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

業態	事業所名	〒	住所・担当部署等
運	一般社団法人兵庫県トラック協会 西播支部	670-0976	中地26-1 事務局 電話 294-0797
輸	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合 兵庫県本部	651-2112	神戸市西区大津和三丁目3-10 電話 078-975-3200

災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県トラック協会西播支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、支援物資等（以下「物資等」という。）の輸送、一時保管、仕分け等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、物資等の輸送、一時保管、仕分け等のため、乙の所属会員の有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）、及び倉庫、フォークリフト、パレット等の資機材（以下「必要資機材」という。）並びに労力の提供が必要と認めるときは、乙に対し、物資等の輸送、一時保管、仕分け等協力要請書（様式第1号）により、協力を要請する業務の内容と必要事項を明らかにし、要請するものとする。この場合において、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請する業務（以下「災害業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (2) 乙の所属会員が所有する倉庫における物資等の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (3) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等での仕分け（物流専門家等の派遣を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する業務

（協力）

第3条 乙は、災害業務の提供の要請があったときは、特別の理由がない限り、当該災害業務を乙の所属会員をもって提供させるものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害業務を提供したときは、物資等の輸送、一時保管、仕分け等実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。この場合において、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害業務を提供した事業所名
- (2) 災害業務内容（従事場所、期間、輸送先、輸送した物資等、事業用自動車・必要資機材、人員等）
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 災害業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の一時保管に要した費用の額は、乙が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。

3 物資等の輸送に要した費用の額は、乙の所属会員の届出運賃・料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。

4 物資等の仕分けに要した費用の額は、甲、乙が協議して決定する。

（事故等）

第6条 乙は、災害業務において使用する事業用自動車及び必要資機材が故障その他の理由により使用でき

なくなったため災害業務を中断したときは、速やかに当該事業用自動車及び必要資機材を交換して災害業務を継続するよう、当該災害業務を提供する乙の所属会員に指示しなければならない。

2 乙は、災害業務の提供に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 災害業務の提供により生じた損害の負担については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 災害業務に従事した者が、当該災害業務において負傷し、疾病にかかり、死亡した等場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に関し、あらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年(2017年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市中地26-1
兵庫県トラック協会西播支部
支部長 濱田長伸

災害時における輸送業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県タクシー協会姫路支部（以下「乙」という。）は、災害時における輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙の甲に対する協力に関し必要な事項について定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、市内に災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、協力要請書（様式第1号又は2号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書（様式第3号又は第4号）に基づき、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第6条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（燃料確保及び車両の通行）

第7条 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020年)11月26日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市西庄151

一般社団法人 兵庫県タクシー協会姫路支部

支部長 河合 利宜

災害時等における船舶による輸送等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時等（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他住民が緊急に避難する必要が生じた場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対して行う船舶による輸送等の協力の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものである。

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の人員の輸送業務
- (2) 救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務
- (3) その他船舶による支援業務

2 前項の規定による要請は、船舶による輸送等の業務への協力要請書（様式第1号）により、業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において、甲は要請後、速やかにその内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、当該要請のあった業務の実施に努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、船舶による輸送等の業務への協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その供給に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成19年（2007年）1月17日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年(2007年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

協定先事業所一覧表

協定事業所	〒	住所	電話	FAX
高速いえしま(株)	672-0101	姫路市家島町真浦 571	325-0280	325-2147
(有)高福ライナー	672-0102	姫路市家島町宮 1412 番地の1	325-1970	233-8373
坊勢輝汽船(株)	672-8063	姫路市飾磨区須加 294	234-1138	234-4488
坊勢渡船(有)	672-0103	姫路市家島町坊勢 488	326-0559	327-1121
家島貨物(株)	672-0101	姫路市家島町真浦 589 番地 18	325-0150	325-0824
坊勢貨物(株)	672-0103	姫路市家島町坊勢 694-35	326-0160	234-4488
幸運丸海運(株)	672-0103	姫路市家島町坊勢 479	327-1168	327-1168

災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と家島船舶協同組合（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送及び応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対して行う船舶による輸送及び応急対策業務の協力の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものである。

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

(1) 救援物資又は応急対策資機材等の輸送業務

(2) 船舶による応急対策業務

2 前項の規定による要請は、船舶による輸送及び応急対策業務への協力要請書（様式第1号）により、業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において、甲は要請後、速やかにその内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、当該要請のあった業務の実施に努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、船舶による輸送及び応急対策業務への協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その供給に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（雑則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この

協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年（2016年）1月14日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市家島町真浦591番地
家島船舶協同組合
理事長 安積保夫

資料 2-3-7

災害時における車両の貸渡に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における必要な自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両（以下「車両」という。）の貸渡について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の構成するレンタカー事業者並びに営業所（以下「会員等」という。）に対し、車両貸渡の協力要請等に関し必要な事項について定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、姫路市内（以下「市内」という。）における災害時に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、乙の会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、会員等はこれに協力的に応じるものとする。

2 乙は、車両の貸渡要請に迅速に対応するため、災害時に車両貸渡可能な会員等を記載した「協力会員等名簿」をあらかじめ作成し、甲に提供するものとする。

（要請の方法）

第3条 第2条第1項の要請は、協力要請及び確認書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力確認書を提出するものとする。

（契約）

第4条 甲は、会員等との貸渡契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。

（報告）

第5条 会員等は、車両の提供を行ったときは、速やかに実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（連絡担当者）

第6条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定を円滑に実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)3月18日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

乙 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33

一般社団法人兵庫県レンタカー協会

会長 桐月 忍一郎

災害時における車両の貸渡に関する実施細目協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、令和4年3月18日付けで締結した「災害時における車両の貸渡に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、必要な細目を定めるため、次のとおり細目協定を締結する。

（協力会員等の情報提供）

第1条 乙は、協定第2条第2項に規定する「協力会員等名簿」を毎年6月末までに甲へ提供するものとする。なお、変更がない場合はこれを省略することができる。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内における災害時等に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、迅速に貸渡を行う必要がある場合は、乙の作成した「協力会員等名簿」に基づき、会員等へ直接協力を要請することができるものとする。

（要請への回答）

第3条 会員等は、協定第3条に基づく要請があったときは、協力要請及び確認書（様式第1号）により、車両の貸渡の可否について、甲に回答するものとする。

2 甲は、同第3条に基づき、会員等から回答があった場合は、要請の有無について、速やかに回答するものとする。

（契約及び車両の提供）

第4条 甲は、協定第4条に基づき、契約完了後に会員等から車両の提供を受けるものとする。

2 会員等は、要請に基づき、甲の指示する場所へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、会員等の事業所店頭で車両の提供を受けるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲が協力の要請を行った場合、甲は、乙及び会員等に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 会員等は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第6条 協定第2条に基づき会員等が実施した車両の貸渡に係る費用については、車両返却後、会員等の提出する実施報告書(様式第2号)により、所轄行政庁に届けている料金を基準として、甲と会員等が協議して定めるものとする。

2 会員等は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

3 甲は、会員等の提供した車両に損害を与えた場合は、契約書に基づき損害を賠償するものとする。

(細目及び疑義の解決)

第7条 この実施細目協定に関し、疑義が生じた場合又はこの実施細目協定に記載の無い事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

(実施細目協定書の保管)

第8条 この実施細目協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

令和4年(2022年)3月18日

甲 姫路市政策局危機管理室
室長 森谷 典夫

乙 一般社団法人兵庫県レンタカー協会
専務理事 山本 勝

資料 2-3-8

災害時における支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と、兵庫県石油商業組合姫路支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内に地震、風水害等による災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者等救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するも

のとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とする。

(防災情報の発信)

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送道路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年(2017年)3月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市増位新町二丁目27番地
八木ビル3F
兵庫県石油商業組合 姫路支部
支部長 黒澤 正顕

災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、奈良県、和歌山市及び尼崎市の各都市において、次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「甲」という。）の中央卸売市場及び尼崎市公設地方卸売市場（以下、「協定参加卸売市場」）独自では生鮮食料品等を被災者等に対して十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市（以下「乙」という。）に対して行う生鮮食料品等の供給等の協力要請及び支援に関して定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

(供給協力の要請等)

第2条 甲は、緊急に生鮮食料品等の確保をはかる必要のあるときは、乙に対して生鮮食料品等の供給について協力を要請することができる。ただし、甲が要請することが困難な場合には、乙間で協議して必要な支援を行うものとする。

(供給協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(供給協力要請の手続)

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは、被害の状況及び必要とする生鮮食料品等の品名・数量等を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて口頭・電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(運搬協力の要請)

第5条 甲は、必要に応じ、生鮮食料品等の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。

(協力経費の負担)

第6条 第2条及び前条に基づく協力及び支援に要した経費負担は、甲乙協議のうえ決定する。なお、乙が自主的に行う救援物資の供給に伴う費用は乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する都市の協定参加卸売市場は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する都市の協定参加卸売市場が協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、協定参加卸売市場は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月5日から効力を生ずる。

- 2 旧「災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」（平成8年5月28日）は廃止する。

平成19年7月5日

京都市中央卸売市場

第一市場長 北 島 誠 一

大阪府中央卸売市場

場 長 矢 野 学

大阪市中心卸売市場

市場長 堂 山 達 志

神戸市中心卸売市場

本 場 長 上 運 天 英一

東部市場長 高 橋 正 幸

姫路市中心卸売市場

場 長 坪 田 明 彦

奈良県中央卸売市場

場 長 上 田 善 康

和歌山市中央卸売市場

市場長 森 本 信 幸

尼崎市公設地方卸売市場

場 長 田 口 日 出 男

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
 - (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- 2 前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。
- (1) 被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請と情報収集)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第2項第1号に掲げる応援を要請する場合には、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(生鮮食料品の応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲

との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年9月1日

全国中央卸売市場協会	会 長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木 朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田 博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉 健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川 剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越 剛

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

(連絡担当部局)

第2条 協定第7条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同候補者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

(支部の連絡調整体制)

第3条 被災都市の中央卸売市場開設者（以下、「甲」という。）は協定第3条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長都市が代わって対応する。

2 甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

(本部及び他支部の連絡調整体制)

第4条 他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

2 広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

(その他連絡調整)

第5条 第3条及び第4条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成20年9月1日付の実施細目は、これを廃止する、

平成24年9月1日

災害時における物資の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（乙の営業について）

第7条 災害が発生した場合で、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは、甲の協力を受けることができる。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

（協議）

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、平成11年6月1日から平成12年5月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年（1999年）6月 1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、姫路市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする事由

(2) 応援を必要とする種類と数量

(3) 引渡の方法及び引渡場所

(4) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引き取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、平成 1 1 年（1999 年）6 月 1 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 1 1 年（1999 年）6 月 1 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋 印

乙

緊急時における生活物資確保に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、姫路市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議のうえ、甲が行うものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、姫路市内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時の体制）

第6条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、別表第2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における生活物資調達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続き等については、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に関し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成11年6月1日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成11年6月1日

姫路市安田四丁目1番地

(甲) 姫路市長 堀川和洋

神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

(乙) 生活協同組合コープこうべ
組合長理事 木村正人

別表第1 (第4条関係)

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙オムツ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29品目

緊急時における生活物資確保に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成11年6月1日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続き等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲及び乙協議のうえ定めるものとし、甲が当該場所において乙の提出する緊急物資調達確認書（様式第2）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正及び廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成11年6月1日から発効するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成11年6月1日

（甲） 姫路市安田四丁目1番地
姫路市長 堀川和洋

（乙） 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 木村正人

災害時における飲料水等の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社六甲商会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水等の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（供給物資の種類、運搬）

第4条 供給物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとし、甲が指定する場所へ、乙が運搬を行うものとする。

- (1) 飲料水
- (2) ウォーターサーバー
- (3) その他乙の取り扱い物資

（経費の負担）

第5条 前条により乙が甲に供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有物資の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が飲料水等を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別紙のとおりに定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市中央区磯上通6-1-23
株式会社六甲商会
代表取締役社長 和田英剛

災害時における飲料水等の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ニッスイ姫路総合工場（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水等の調達が必要となった場合は、引渡し場所、物資名、数量、その他必要とする事項を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（飲料水等の引き取り）

第4条 飲料水等の引渡し場所は、原則として株式会社ニッスイ姫路総合工場内とし、当該場所において乙の立会いの下、甲又は甲の関係団体等が確認の上、引き取るものとする。

（飲料水等の運搬）

第5条 飲料水等の運搬は、原則として甲又は甲の関係団体等が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲に供給した飲料水等の対価及び飲料水等提供に掛かる経費は、甲及び乙が協議し定めるものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年（2023年）8月25日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南1-71
株式会社ニッスイ 姫路総合工場
総合工場長

資料 2-3-14

物資供給等に関する機関との協定一覧

1 災害時における物資の供給に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
百貨店	㈱山陽百貨店	670-0912	南町1番地	総務部	223-4895	223-5707	H11.6.1	食糧品、食器類、日用品、衣料品、寝具類、その他取り扱い商品
百貨店	㈱イトーヨーカ堂	102-8450	東京都千代田区二番町8-8	総務部	03-6238-2104	03-6238-3490	H15.4.11	食糧品、食器類、日用品、衣料品、寝具類、その他取り扱い商品
コンビニ	㈱ローソン	141-8643	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎	コンプライアンス統括室	03-5435-1594	03-5759-6944	H11.6.1	食糧品、食器類、日用品、その他取り扱い商品
ホームセンター	NPO法人コメリ災害対策センター	950-1457	新潟県新潟市南区清水4501番地1	事務局	025-371-4185	025-371-4151	H27.11.20	日用品、その他取り扱い商品
	アーランドサカモト㈱	955-0091	新潟県三条市上須頃445番地	姫路店	238-6341	238-6910	H29.3.9	日用品、その他取り扱い商品
	㈱カインズ	367-0030	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	総務部	0495-88-7100	0495-88-7874	R1.7.31	取り扱い商品
	㈱ジュンテンドー	698-0002	島根県益田市下本郷町206番地5	販売事業部	082-890-1232	082-890-0561	R2.3.1	日用品、その他取り扱い商品
	㈱ナフコ	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-1	本社	093-521-5155	093-521-7030	R3.5.1	作業関係、工具関係、食料、飲料水、生活必需品、調整・電気用品、暖房器具、その他取り扱い商品
	コーナン商事㈱	593-8324	大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1	本店	06-6397-1622	—	R6.3.19	日用品、その他取り扱い商品
ドラッグ	ゴダイ㈱	670-0921	綿町104番地 スクエアビル2F	事務局	223-0303	281-8855	H28.1.14	食料品、食器類、日用品、その他取り扱い商品
	㈱スギ薬局	474-0011	愛知県大府市横根町新江62-1	本社	0562-45-2700	0562-45-2702	R3.1.17	一般医薬品、食料品、日用品、災害時の応急対策に必要な物資と判断した商品
その他	ハリマ共和物産㈱	671-0218	飾東町庄313	事務局	253-5217	253-5218	H29.7.3	日用品、その他取り扱い商品
	株式会社カシタニ	670-0974	飯田三丁目102番地	本社	079-234-1757	079-234-9769	R2.8.1	日用品、その他取り扱い商品
	本田冷蔵㈱	671-1226	網干区高田355	本社	090-1440-0539	—	R3.4.1	袋及びカップ入り氷等の氷製品
	㈱ほっかほっか亭総本部	530-0014	大阪府大阪市北区鶴野町3-10	本社	06-6376-8099	06-6376-8135	R4.6.30	弁当を中心とした食糧品、飲料水

2 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
スーパー	イオンリテール㈱近畿カンパニー	553-0001	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1-23	人事総務部	(06) 6457-6111	(06) 6457-6200	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、食糧
	㈱銀ビルストアー	670-0912	南町31番地	総務部長	288-0001	281-2556	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧
	マックスバリュ西日本㈱	732-0811	広島県広島市南区段原1丁目3番52号	総務部	082-535-8500	082-261-0056	H11.6.1	食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧
	㈱山陽マルナカ広畑店	671-1154	広畑区吾妻町三丁目29-2	店長	230-3600	230-3611	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧
農協	兵庫西農業協同組合	670-0940	三左衛門堀西の町216	総務課	289-8408	289-8419	H29.6.1	食器、炊事用具、日用品雑貨、光熱材料、食糧
コンビニ	㈱ファミリーマート	670-0965	東延末二丁目166 ハリマ第一ビル205号	姫路営業所	288-4011	288-4049	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧

3 緊急時における生活物資確保に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
生協	生活協同組合コープこうべ第7地区活動本部	670-0940	三左衛門堀西の町67	地区本部事務所	285-3941	285-4328	H11.6.1	生活物資29品目

4 災害時における飲料水等の供給に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
その他	㈱六甲商会	651-0086	神戸市中央区磯上通6-1-23	部長	078-265-2501	078-265-2502	H31.1.17	飲料水、ウォーターサーバー、その他取り扱い商品
	㈱ニッスイ 姫路総合工場	672-8022	白浜町宇佐崎南1-71	業務課	245-9001	245-5857	R5.8.25	飲料水

資料2-4-1

災害情報放送に関する協定

災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送の実施について、姫路市（以下「甲」という。）と姫路ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内で災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために甲が乙に災害情報の放送を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに姫路市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、災害情報の放送を実施するよう努めなければならない。

（放送基準）

第3条 災害情報の放送は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 甲において災害警戒本部、災害対策本部又は水防本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。
- (2) 大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（災害情報の発信）

第4条 乙は、前条各号に規定する場合において、甲からの要請により災害情報をテロップで放送し、又は予定する放送番組を中断して放送するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。
- 3 乙は、甲において災害警戒本部、災害対策本部又は水防本部が設置されたときは、甲の災害対策本部会議室に設置されているテレビカメラを使用して中継放送を実施することができる。

（費用負担）

第5条 災害情報の放送に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第7条 この協定は、平成13年8月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成13年7月31日

甲 姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙 姫路ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 早原正治

災害情報等の放送に関する協定変更協定書

姫路市（以下「甲」という。）と姫路ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、平成13年7月31日付けで締結した災害情報放送に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定名、「災害情報放送に関する協定」を「災害情報等の放送に関する協定」に変更する。
- 2 前文中の「災害に関する情報」を「災害に関する情報及び武力攻撃事態等の情報」に、「(以下「災害情報」という。)」を(以下「災害情報等」という。)に改める。
- 3 第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、姫路市で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために甲が乙に災害情報等の放送を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 第2条中の「姫路市地域防災計画」を「姫路市地域防災計画及び姫路市国民保護計画」に、「災害情報」を「災害情報等」に改める。
- 5 第3条中の「災害情報」を「災害情報等」に、「行なう」を「行う」に改め、(2)のあとに(3)を下記のとおり加える。

(3) 姫路市防災センターに設置している J アラート（全国瞬時警報システム）から情報伝達があったときは、事前協議により定めた放送内容について自動で割り込み放送等を行う。
- 6 第4条「(災害情報の発信)」を「(災害情報等の発信)」に改め、条文中「災害情報をテロップ」を「災害情報等をテロップ等」に改める。
- 7 第5条を次のように改める。

第5条 災害情報等の放送に要する費用は乙の負担とし、Jアラート関連装置等の保守経費については、甲の負担とする。
- 8 第7条中の「平成13年8月1日」を「平成26年2月1日」に改める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

平成26年1月22日

甲 姫路市

姫路市長 石 見 利 勝

乙 姫路ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 奥 平 守 幸

災害等緊急放送の実施に関する協定書

災害等緊急放送の実施について、姫路市（以下「甲」という。）と株式会社姫路シティエフエム21（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市における災害等の発生を予防するとともに、災害に因る被害の軽減を図り、以て市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、台風、集中豪雨、大規模火災、危険物の爆発、地震、その他非常の事態を言う。
- (2) 「緊急放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めるとき、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送を言う。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたり、甲は乙の放送局としての編成権を尊重し、次の各号に定める手順により実施するものとする。

- (1) 乙の通常勤務時間（乙の番組編成により変動するが、概ね午前7時から午後8時までの間）内での運用

ア 甲は、ファクシミリ又は電話連絡により、乙の事務所に緊急放送である旨を明示して概要を送付する。

イ 乙は、緊急放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、乙の番組編成上の判断を行なった結果、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。

第1報以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

- (2) 前号に掲げる以外の時間での運用

ア 甲は、緊急放送を必要とすると認めたときは、乙の責任者に対して緊急放送の必要性と内容を所定の手順によって連絡し、緊急放送の依頼を行なう。

乙は、甲の依頼が妥当であるとの判断を行なった結果、乙の別途設置する設備によって緊急中継放送を行う。

ただし、甲が所定の手順によって乙への連絡がとれない場合、乙へ連絡がとれても乙が放送できない事態が発生した場合、または、乙の甲への指示による場合は、事前に協議決定された手順に従い、甲が乙の承諾を得て、乙の放送設備に別途設置する緊急電話中継放送設備を使用して、現在放送中の番組と切替えて緊急中継放送を行うことができる。

イ 甲は、乙の承認を得て緊急中継放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

ウ 緊急中継放送の内容から、災害予想規模によって乙の社員が出勤した場合は、乙から甲へ直ちに連絡を取ったうえで、前号による緊急放送に切り替え放送を継続する。

（緊急放送の結果の責任）

第4条 緊急放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲、乙ともにその責任を負うものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急中継放送システムの構築に要する費用は、甲が負担する。

- (1) 姫路市災害対策本部に設置する機器及び乙の所有する設備に設置する機器の費用は、甲の負担とする。

又、その機器の点検、更新などに要する経費の負担についても同様とする。

(2) 放送に要する費用は、乙が負担する。

(3) 緊急放送の実施により同時刻に予定していたコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙が誠意をもって協議し、紳士的に決定する。

(協定の改訂)

第7条 この協定は、甲または乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成14年7月31日とする。

ただし、協定期限の満1ヶ月前までに甲または乙から異議申し立てがない場合は、引き続き1年間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を所持する。

平成13年7月31日

甲 姫路市

姫路市長 堀川和洋

乙 株式会社姫路シティエフエム21

代表取締役 二木英徳

災害等緊急放送の実施に関する協定変更協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社姫路シティ FM 2 1（以下「乙」という。）とは、平成 1 3 年 7 月 3 1 日付けで締結した災害等緊急放送の実施に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 前文中の「株式会社姫路シティエフエム 2 1」を「株式会社姫路シティ FM 2 1」に改める。
- 2 第 2 条中の「その他非常の事態を言う」を「緊急対処事態、武力攻撃事態、その他非常の事態をいう」に改める。
- 3 第 3 条（1）イ中の「行なった結果」を「行い」に改め、イのあとにウを下記のとおり加える。
ウ 姫路市防災センターに設置している J アラート（全国瞬時警報システム）から情報伝達があったときは、事前協議により定めた録音音声等を自動割り込み装置を用いて放送する。
- 4 第 3 条（2）ア中の「行なう」を「行う」に、「あるとの判断を行なった結果」を「あると判断したときは」に改め、ウのあとにエを下記のとおり加える。
エ 乙は、姫路市防災センターに設置している J アラート（全国瞬時警報システム）から情報伝達があったときは、事前協議により定めた録音音声等を自動割り込み装置を用いて放送する。
- 5 第 5 条を次のように改める。
第 5 条 緊急中継放送システム及び J アラート自動割り込み装置に要する費用は、甲が負担する。
- 6 第 8 条中の「平成 1 4 年 7 月 3 1 日」を「平成 2 7 年 1 月 3 1 日」に改める。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を所持する。

平成 2 6 年 1 月 2 2 日

甲 姫路市

姫路市長 石 見 利 勝

乙 株式会社姫路シティ FM 2 1

代表取締役社長 ニ 木 英 徳

ひめじ減災プロジェクトに関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、市民等の参加により災害・減災情報を集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公開・共有し、市民等の災害対策・減災行動を支援することにより災害被害の軽減“減災”を促進する事業を「ひめじ減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

（1） 甲及び市民等が災害・減災情報を発信・共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用

（2） その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項
（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

（1） 甲の役割

ア 市民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

イ 甲の職員及び関係機関職員に対する減災プロジェクトへの参加及び利活用の促進

ウ 避難訓練・防災訓練等での利活用した際の乙に対する活用事例等の情報提供

（2） 乙の役割

ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築

イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙はこの本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

（1） この協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと。

（2） この協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。

（3） この協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集すること。

- (4) この協定に基づく業務を処理するため収集し、若しくは作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
 - (5) この協定に基づく業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めること。
 - (6) 個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと。
 - (7) この協定に基づく業務を処理するために私用のパソコン等を使用しないこと。
 - (8) この協定に基づく業務を処理するパソコン等にファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。
- 2 この協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（協定の期間）

第7条 この協定の効力は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の効力の満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからこの協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定は同一の内容でさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前2条の規定は、この協定の効力の満了後も存続するものとする。

（協定の変更・解約）

第8条 甲又は乙のいずれかが、この協定を変更し、又は解約しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

（協議）

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月20日

甲：姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙：千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
幕張テクノガーデン
株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 草開 千仁

資料 2-4-4

姫路市の避難所等の情報提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市内において発生する災害に備え、姫路市民及び姫路市に滞在する姫路市民以外の者に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する姫路市内の避難所等の災害に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報をスマートフォン向け総合防災アプリケーション等の自社サービス上に掲載する等により一般に広く周知するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行うものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の第三者提供）

第4条 乙は、この協定の規定により甲から得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第6条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年（2017年）9月20日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 東京都千代田区神田神保町一丁目4番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長

資料 2-4-5

災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社城山（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無線機等の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が応急対策業務を実施するに当たり、乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が無線機等の供給を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、供給予定期間、場所等を明示した協力要請書（様式第1号）により協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）無線機等の優先的な供給
- （2）その他甲乙が協議し、協議が整った事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、特別な理由がない限り、協力をするものとする。

（協力内容の報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力をしたときは、終了後速やかに協力内容報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙と協議の上、協力に要する費用を負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、甲の確認を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うことができるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年(2017年)7月12日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市飾東町豊国289番地の1
株式会社 城山
代表取締役 寺尾 正

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と公立大学法人 兵庫県立大学（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害対策基本法に規定される「指定緊急避難場所及び指定避難所」（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち姫路工学キャンパス及び姫路環境人間キャンパスの体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害であって極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。

(3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第9条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

(前覚書の廃止)

第12条 平成16年4月1日付で、姫路市と兵庫県立大学が締結した「避難所に関する覚書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年(2015年)4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 石見利勝

乙 神戸市西区学園西町8丁目2番地1

公立大学法人 兵庫県立大学

理事長 清原正義

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県立_____（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。

(3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

（使用の取消し）

第9条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年(2003年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 兵庫県姫路市
兵庫県立
校長

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所及び福祉避難所として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 この覚書において、「要援護者」とは、避難生活において特別の配慮を必要とする者をいい、「避難所」とは、災害時に地域住民を切迫する危険から回避させるため、一時的に避難させる場所をいい、「福祉避難所」とは、災害時に避難生活が長期化するおそれがあるときに開設し、要援護者を一時的に避難させる二次的避難所をいう。

（避難所）

第2条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

2 甲は、乙の施設のうち体育館以外の校舎部分を福祉避難所として指定する。

3 甲と乙は、前項の規定により指定する福祉避難所の運用について、別途協定を締結する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、3日間以内とする。また、福祉避難所が開設される場合には、甲乙協議の上、原則として避難所を閉鎖することとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲乙は協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

避難所の維持、保全及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 避難者が乙の施設を損傷したときは、甲、乙及び当該施設を損傷した避難者と協議しこれを処理するものとする。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 避難所として指定された乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 避難所として指定された乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 災害の事情により、やむを得ず体育館以外の校舎部分等を避難所として使用しようとする場合は、乙と十分に協議し、仕切り等により当該避難所部分と福祉避難所部分の区分けを行うこと。
- (2) 乙の施設を善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (3) 避難所の開設が数日間にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育及び福祉避難所の運営に支障を来さないように配慮すること。
- (4) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第9条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要があるとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)8月21日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市苜編688-58
兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
校長 高濱 隆

県立施設 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No.	学 校 名	〒	住 所	電 話	F A X
1	兵庫県立姫路東高等学校	670-0012	姫路市本町68番地70	285-1166	285-1167
2	兵庫県立姫路西高等学校	670-0877	姫路市北八代二丁目1番33号	281-6621	281-6623
3	兵庫県立姫路南高等学校	671-1143	姫路市大津区天満191番地5号	236-1835	236-3186
4	兵庫県立網干高等学校	671-1234	姫路市網干区新在家259-1	274-2012	274-2015
5	兵庫県立姫路別所高等学校	671-0223	姫路市別所町北宿303番地の1	253-0755	253-0726
6	兵庫県立姫路飾西高等学校	671-2216	姫路市飾西148番地2	266-5355	266-5354
7	兵庫県立姫路工業高等学校	670-0871	姫路市伊伝居600番地の1	284-0111	284-0112
8	兵庫県立飾磨工業高等学校	672-8064	姫路市飾磨区細江319番地	235-1951	235-1952
9	兵庫県立姫路商業高等学校	670-0983	姫路市井ノ口468番地	298-0437	298-0439
10	兵庫県立家島高等学校	672-0102	姫路市家島町宮1759番地1	325-0165	325-1188
11	兵庫県立夢前高等学校	671-2103	姫路市夢前町前之庄643番地1	336-0039	336-0585
12	兵庫県立香寺高等学校	679-2163	姫路市香寺町土師547	232-0048	-
13	兵庫県立大学姫路工学キャンパス	671-2201	姫路市書写2167	266-1661	266-8868
14	兵庫県立大学姫路環境人間キャンパス	670-0092	姫路市新在家本町一丁目1-12	292-1515	293-5710
15	姫路聴覚特別支援学校	670-0012	姫路市本町68-46	284-0331	222-5237
16	姫路特別支援学校	671-0247	姫路市四郷町東阿保476-1	285-3765	285-2039
17	姫路しらさぎ特別支援学校	670-0986	姫路市苫編688-58	295-2200	298-1060
18	兵庫県立子どもの館	671-2233	姫路市太市中915-49	267-1153	266-4632
19	姫路公園競馬場	670-0882	姫路市広峰2丁目7-80	282-5181	282-5185

避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と学校法人獨協学園 姫路獨協大学（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今後予想される地震災害等において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の学内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

（避難所）

第2条 甲は、乙の施設のうち体育館及び創立15周年記念館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第3条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は、避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第5条 避難所の開設期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲乙協議の上、最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第6条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故の責任）

第7条 避難者が乙の施設を損傷させたときは、甲乙及び当該施設を損傷させた避難者と協議して、これを処理するものとする。

（経費負担）

第8条 避難所の運営管理に係る経費のうち、光熱水費は、乙が負担し、その他の費用は、甲が負担するものとする。

（必要な情報の提供）

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第 10 条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第 11 条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲に対して、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 22 年 (2010 年) 1 月 15 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市上大野七丁目 2 番 1 号
学校法人獨協学園
姫路獨協大学
学 長 奥村勝彦

避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と学校法人日ノ本学園（以下「乙」という。）は、乙が運営する施設（以下「乙の施設」という。）を災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下これらを「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、今後予想される災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の学内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

（避難所として使用する場所）

第 2 条 甲は、乙の施設のうち姫路日ノ本短期大学の体育館、百周年記念館（会議室、応接室）及び学生ホール並びに日ノ本学園高等学校の C 棟（集会室、クラブ室、和室、茶室）及び D 棟（福祉実習室、201 教室、202 教室）を避難所として使用するものとする。

2 乙の施設において甲が避難所を設置する場合の設置順は、前項に規定する順とする。

3 災害の規模により、第 1 項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議の上、避難所として使用することができるものとする。

（設備等の整備）

第 3 条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第 4 条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第 1 号）又は避難所閉鎖通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（設置期間）

第 5 条 避難所の設置期間は、7 日間以内とする。ただし、必要により、乙の学校教育に支障のない範囲で、甲、乙協議して延長することができるものとする。

（所管事項）

第 6 条 避難所の設置に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとし、相互に協力するものとする。この場合において、乙は、乙の所管事項を乙が指名するものに実施させることができる。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに避難所の運営支援に関すること。

2 甲及び乙は、避難所の設置について、前項のそれぞれの所管事項以外の事項についても、相互に協力するものとする。

（事故等の責任）

第 7 条 甲は、避難所を設置する場合において、甲若しくは避難所を利用する者が乙の施設を損傷させたとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するもの

とする。ただし、乙又は乙の指名するものの責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(経費負担)

第8条 避難所の管理及び運営に係る経費については、甲、乙協議の上、決定する。ただし、光熱水費並びに避難所の管理及び運営に協力する乙の職員の人件費、交通費等については、乙が負担する。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第10条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の学校教育に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第11条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)1月26日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市香寺町香呂890
学校法人日ノ本学園
理事長 木原裕

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と有限会社三晃商事（以下「乙」という。）は、乙が運営する姫路市休養センター「香寺荘」（以下「乙の施設」という。）を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下これらを「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、今後予想される災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の施設内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

（避難所として使用する場所）

第2条 甲は、乙の施設のうち浴室前休憩所、宴会場及び客室を避難所として使用するものとする。

2 乙の施設において甲が避難所を設置する場合の設置順は、前項に規定する順とする。

3 災害の規模により、第1項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議のうえ、避難所として使用することができるものとする。

（設備等の整備）

第3条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の従業員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（設置期間）

第5条 避難所の設置期間は、7日間以内とする。ただし、必要により甲、乙協議して、乙の業務に支障のない範囲で延長ができるものとする。

（所管事項）

第6条 避難所の設置に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとし、相互に協力するものとする。この場合において、乙は、乙の所管事項を乙が指名するものに実施させることができる。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに避難所の運営支援に関すること。

2 甲及び乙は、避難所の設置について、前項のそれぞれの所管事項以外の事項についても、相互に協力するものとする。

（事故等の責任）

第7条 甲は、避難所を設置する場合において、甲若しくは避難所を利用する者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙又は乙の指名する者の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(経費負担)

第8条 避難所の管理及び運営に係る経費については、甲、乙協議のうえ、決定する。ただし、光熱水費は乙が負担するものとする。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第10条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、事業に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第11条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020年)4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 大阪府大阪市北区中崎一丁目5番28号
有限会社 三晃商事
代表取締役 吉井啓二

民間施設等 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No.	施設名	〒	住所	電話	FAX
1	姫路獨協大学	670-8524	上大野七丁目2-1	223-9199	285-0352
2	姫路日ノ本短期大学・日ノ本学園高等学校	679-2151	香寺町香呂890	232-4140	232-8309
3	姫路市休養センター「香寺荘」	679-2165	香寺町恒屋1470	232-7788	—
4	宮区民総合センター	672-0102	家島町宮1049	325-0005	—
5	宮区民会館	672-0102	家島町宮1055	325-0224	—
6	真浦区民総合センター	672-0101	家島町真浦571	325-0214	—
7	真浦区民会館	672-0101	家島町真浦2379	325-2236	—
8	小畑公民館	671-2101	夢前町山之内庚463	338-0927	—
9	犬飼公民館	679-2131	香寺町犬飼464-1	232-1611	—
10	北恒屋公民館	679-2165	香寺町恒屋1551-1	—	—
11	狭戸公民館	671-2423	安富町狭戸644-1	0790-66-3283	—
12	関公民館	671-2416	安富町関696	—	—

災害時における一時避難場所に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と有限会社網干自動車教習所（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難場所に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるための甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいうものとする。

（避難場所として使用する場所）

第3条 甲は、乙の施設のうち校舎2階の学科教室を避難場所として使用するものとする。

2 災害の規模により、前項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議の上、避難場所として使用することができるものとする。

3 甲は、前項により決定された範囲を遵守し、適切な使用を心がけるものとする。

（協力内容）

第4条 乙の協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難者の収容
- (2) 飲料水、食事場所の提供
- (3) その他避難者の支援に必要な事項

（協力の要請）

第5条 甲は、支援協力の必要があるときは、乙に対し協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、自主防災組織等から支援協力の要請を受けたときは、自主的な判断に基づき、前項の規定による要請として扱うことができる。その場合、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙は、業務に支障のない範囲で前2項の要請を受諾し、支援協力するものとする。

（避難場所の開設）

第6条 前条本文の連絡を受けた乙は、速やかに避難場所として使用する第3条第1項の施設（以下「使用施設」という。）について受け入れ準備を行い、避難してきた地域住民の受け入れを行うものとする。

（支援協力の期間）

第7条 支援協力の期間は、乙が支援協力に係る要請を受諾したときから甲が当該支援協力の必要がないことを確認したときまでとする。ただし、その期間はおおむね1週間程度とし、さらに長引くおそれがある場合は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用経費)

第8条 原則として、実費相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第2号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(留意事項)

第11条 甲は、乙の施設を避難場所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難場所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の運営に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難場所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第12条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難場所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年(2022年)10月14日

- 甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰
- 乙 姫路市網干区高田108番地
有限会社網干自動車教習所
代表取締役社長 廣橋一仁

資料 2-5-3

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に関わる防災活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有、又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、食糧、生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲からの要請（以下「要請」という。）は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、協力実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。この場合において、物資の価格は、災害発生直前における適正価格とし、その代金は甲が支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任）

第7条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。
ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙が協議し、甲又は乙のいずれからも更新拒絶の意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社
取締役専務執行役員近畿カンパニー支社長
土谷 美津子

資料 2-5-4

災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供 並びに物資等の供給及び運搬に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路商工会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部又はこれに準じた体制を設置したときは、乙に対して、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 災害時において交通が途絶したため、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、水道水、トイレ等の提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- (2) 次に掲げる乙の施設の一部（以下「受入施設」という。）を、帰宅困難者に無償で提供すること。

所在地	姫路市下寺町43番地
施設名	姫路商工会議所
対象範囲	1階：展示室 2階：ホール

- (3) 受入施設で帰宅困難者約100名が1泊するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて帰宅困難者に対して提供すること。
 - (4) 甲が災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、甲に対して、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。
- 2 前項第4号に基づいて協力を要請する場合、甲は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（別記様式）をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、前条第1項の要請を受け、協力の措置の内容が決定した場合は、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条第1項第4号の物資等の供給を実施したときは、速やかに乙が作成する物資等供給報告書により甲に報告するものとする。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して前条第1項第4号の物資等の運搬について協力を求めることができるものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第1項第4号の物資等の種類は、第2条第2項の要請を行った時点において、

乙が調達することが可能なものとする。

(経費の負担と費用の支払)

第5条 第2条第1項第4号に基づき要請に対して、乙が甲に供給した物資等の対価及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、物資等の供給及び運搬が終了した後、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

3 前項の規定により定められた対価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。
(平常時の活動)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所
姫路商工会議所会頭 齋木俊治郎

資料 2-5-5

災害時支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、姫路市域において災害が発生した場合等に、甲が乙の協力による支援を受けることについて、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（対象となる災害）

第1条 甲は乙に対し、次に掲げる災害の発生に際して、次条に規定する支援を要請することができるものとする。

- (1) 姫路市域に避難を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

（乙が行う支援）

第2条 乙が行う支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者のクラブハウスへの収容
- (2) 浴場の提供
- (3) ヘリコプターの臨時離着陸場の提供
- (4) その他甲乙協議により行う支援

（支援の要請）

第3条 甲は、前条に規定する支援を要請するときは、協力要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は電話等にて支援を要請することができる。この場合において甲は、事後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、甲から支援の要請があったときは、支援を円滑に行うよう努めるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条各号に掲げる支援に要した経費のうち、第1号から第3号までに要した経費については乙の負担とし、第4号に要した経費については甲乙協議して決めるものとする。

（事故等の責任）

第5条 避難者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した避難者と協議してこれを処理するものとする。

（留意事項）

第6条 甲は、乙の支援を受けるに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 乙の施設を善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

（疑義の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲

乙協議して処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙

災害時支援協力に関する協定 締結ゴルフ場一覧

事業所名	〒	住所	電話
青山ゴルフクラブ	671-2222	青山 1464	266-1125
旭国際姫路ゴルフ倶楽部	679-2154	香寺町相坂 1356-8	232-1201
白鷺ゴルフクラブ	679-2113	山田町南山田 120	263-3311
姫路シーサイドゴルフコース	671-0101	大塩町 2035-4	254-5881
姫路書写ハートフルゴルフクラブ	671-2123	夢前町山富 13-2	337-3939

※姫路書写ハートフルゴルフクラブは平成27年3月11日に協定締結

民間施設 協定等一時避難場所・一時滞在施設一覧

No.	施設名	〒	住所	電話	F A X
1	イオン姫路店 駐車場 (イオンリテール(株)近畿カンパニー)	670-0807	増位本町2-12-10	224-2121	—
2	イオン姫路大津店 駐車場 (イオンリテール(株)近畿カンパニー)	671-1146	大津区大津町2-5	230-6810	—
3	イオン姫路リバーシティー店 駐車場 (イオンリテール(株)近畿カンパニー)	672-8064	飾磨区細江2560	231-2210	—
4	姫路商工会議所	670-0932	下寺町43	222-0601	288-0047
5	(有)網干自動車教習所	671-1226	網干区高田108	274-1839	274-2729
6	青山ゴルフクラブ	671-2222	青山1464	266-1125	266-1117
7	旭国際姫路ゴルフ倶楽部	679-2154	香寺町相坂1356-8	232-1201	232-4500
8	白鷺ゴルフクラブ	679-2113	山田町南山田120	263-3311	263-3303
9	姫路シーサイドゴルフコース	671-0101	大塩町2035-4	254-5881	254-3301
10	姫路書写ハートフルゴルフクラブ	671-2123	夢前町山富13-2	337-3939	337-2700

資料 2-5-6

災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人姫路青年会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部又は災害警戒本部を設置したときは、甲は、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、乙が甲に対して、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。
- (2) 甲が開設する避難所等における物資の仕分け等を行うこと。
- (3) その他甲が必要と認める災害応急活動

2 前項各号の規定により協力を要請する場合、甲は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ、乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。この場合において、乙は、協力の措置の内容が決定したときは、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条第1項第1号の物資等の供給を実施したときは、速やかに乙が作成する物資等供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して前条第1項第1号の物資等の運搬について協力を求めることができるものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第1項第1号の物資等の種類は、同条第2項の要請を行った時点において、乙が調達することが可能なものとする。

（経費の負担と費用の支払）

第5条 第2条第1項第1号の規定による要請に対して、乙が甲に供給した物資等の対価及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、物資等の供給及び運搬が終了した後、甲、乙協議の上、定めるものとする。

3 前項の規定により定められた対価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかか

り、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 10月14日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市下寺町43番地
公益社団法人姫路青年会議所
代表者 竹田浩章

災害時における畳の提供等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、姫路市内に地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（支援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（訓練への参加）

第9条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年(2015年)3月19日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田敏康

災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における避難所設営等に必要な物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て避難所設営等に必要な物資を、より速やかに、かつ、円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生時において物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、他に優先的して速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害の発生時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生時の直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害の発生時において乙が物資を配送し、及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努めるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害の発生時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を終了する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年（2014年）9月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙

協 定 先 事 業 所

事業所名	住所・電話
和光パッケージ株式会社	姫路市飾磨区入船町2-6 電話 233-5100、FAX 234-5871
釜谷紙業株式会社	姫路市別所町北宿1156 電話 253-3333、FAX 253-4444
株式会社貝藤商会	姫路市飾磨区妻鹿1718-1 電話 246-1918、FAX 246-2871

資料 2-5-9

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ姫路株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社及びネッツトヨタウエスト兵庫株式会社（以下これらを「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保した上で、乙の窓口・とりまとめ役を務める。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等のニーズへの対応）。

4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販売やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合は、甲、乙両者で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両の提供協力受書(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の燃料費については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合は、この限りでない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(賠償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由があるものが、賠償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際し必要となる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、姫路市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届（様式第3号）により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 8月24日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

姫路市花田町一本松90-1
トヨタカローラ姫路株式会社
代表取締役社長 瀧川 祥也

神戸市中央区栄町通7丁目1-3
ネットトヨタ兵庫株式会社
代表取締役社長 西村 卓也

神戸市長田区大道通5丁目101番地の2
ネットトヨタウエスト兵庫株式会社
代表取締役社長 谷口 弘一

丙 神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 阿部 誠司

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （3）前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（協力の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する外部給電可能な車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両等運搬不可能な場合は、甲、乙両方で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を引き渡した場合は、甲に対し速やかに電動車両等の貸与報告書（様式2号）を提出するものとする。

（電動車両等の返却）

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（賠償）

第10条 電動車両等の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（2）自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

（自動車保険の取扱い）

第11条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

（1）使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

（2）原則として、姫路市内で使用する。

（3）電動車両等が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届（様式3号）により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（電動車両等の情報提供）

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議する。

（訓練等）

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

（普及・周知活動）

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、電動車両等の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年（2021年） 8月 18日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市花田町一本松字深田 89 番地
姫路三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 西原 興一郎

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 兼 最高経営責任者 加藤 隆雄

電気自動車を活用した災害連携協定

姫路市(以下「甲」という。)と兵庫日産自動車株式及び日産プリンス兵庫販売株式会社(以下「乙」という。)並びに日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、姫路市内の自助力、共助力、公助力向上を図り、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。)によって、姫路市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)が必要となるときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙の営業所(乙による貸与車両の保管管理場所)等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。甲が車両等運搬不可能な場合は、甲、乙両方で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(賠償)

第8条 電動車両等の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(返却)

第10条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(訓練等)

第12条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が

行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第14条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第16条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名の

うえ、各自その1通を保有する。

令和4年 8月29日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長

神戸市灘区烏帽子町3丁目3番11号
日産プリンス兵庫販売株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社

災害時における福祉避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と 株式会社 姫路キャッスルホテル（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。
2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、姫路市内に災害が発生し、市長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	姫路キャッスルホテル
所在地	姫路市三左衛門掘西の町210番地

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費のうち、やむを得ず外部に依頼した場合の経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに

相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

(災害時要援護者用一時避難所に関する協定の廃止)

第12条 平成18年1月17日に甲と乙が締結した災害時要援護者用一時避難所に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)3月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市三左衛門掘西の町210番地
株式会社 姫路キャッスルホテル
取締役社長 塩澤 功

災害時における福祉避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、姫路市内に災害が発生し、市長があらかじめ指定する避難所では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

- (1) 乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供
- (2) 福祉避難所の開設及び運営
- (3) 要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	
所在地	

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙と別途協議するものとする。

- (1) 乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費
- (2) 要援護者の移送に要する経費のうち、やむを得ず外部に依頼した場合の経費
- (3) 要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年(2015年)9月11日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙

災害時における福祉避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力の要請を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、乙に就学する児童生徒のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に避難生活が長期化するおそれがあるときに開設し、要援護者を一時的に避難させる二次的避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、姫路市内に災害が発生し、市長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

- (1) 乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供
- (2) 福祉避難所の開設及び運営
- (3) 要援護者の受入体制の整備

2 乙は、乙の行う教育活動に支障を来たさない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲の乙に対する協力要請の対象とすることができる施設は、次のとおりとする。ただし、体育館は除くものとする。

施設の名称	
所在地	

（経費の負担）

第5条 第3条第1項各号に規定する協力に係る費用のうち、要援護者に要する生活物資等の調達に当たり、乙が直接支払を行った経費は、原則、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙と別途協議するものとする。

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲及び乙並びに当該要援護者が協議してこれを処理するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定の実施に当たり、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協定の継続又は終了）

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、

この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、乙の行う教育活動に支障を来たさないように、福祉避難所として使用する区域を見直すなどの配慮に努めること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年(2013年)5月21日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙

校長 _____

姫路市の福祉避難所一覧(令和7年4月1日現在)

区分	名称	所在地	
民間施設 (56)	あおやま	姫路市青山西5丁目8-48	
	あさなぎ	姫路市白浜町乙836番地	
	いえしまホーム	姫路市家島町真浦2101番地41	
	泉の杜	姫路市豊富町神谷3041-20	
	いやさか苑	姫路市白浜町宇佐崎北一丁目29番地	
	うさぎ	姫路市東山577番地	
	大津みやび野ホーム	姫路市大津区大津町一丁目31番地111	
	オレンジ姫路	姫路市飾磨区上野田六丁目38番地	
	キャッシル真和	姫路市山田町西山田726の1	
	清住園	姫路市飾東町清住555番地	
	銀の権	姫路市網干区興浜907-202	
	光寿園	姫路市夢前町宮置821番地1	
	香照苑	姫路市香寺町須加院338番地506	
	厚生園	姫路市御立西四丁目1番19号	
	こうろ苑	姫路市香寺町香呂55番地1	
	こころ広畑	姫路市広畑区小松町二丁目66-28	
	サン・ビレッジ姫路	姫路市町坪468番地	
	サン・ビレッジ夢前	姫路市夢前町又坂405番地	
	サンライフ土山	姫路市土山東の町9番12号	
	サンライフ御立	姫路市御立東五丁目1番1号	
	サンライフ西庄	姫路市西庄甲87番1	
	汐里	姫路市的形町の形1768-28	
	しかまの里	姫路市飾磨区阿成植木960	
	書写ひまわりホーム	姫路市書写634番地198	
	しらすぎの里	姫路市林田町山田351-3	
	清寿園	姫路市飾東町豊国字東山ノ端210番地	
	星陽	姫路市別所町別所1131	
	第二姫路・勝原ホーム	姫路市勝原区下太田201	
	なごみの里	姫路市大津区吉美780番地	
	ネバーランド	姫路市船津町5271-16	
	白鳥園	姫路市林田町久保161番地2	
	姫路・勝原ホーム	姫路市勝原区下太田573	
	美郷苑	姫路市四郷町坂元44番地1	
	むれさき苑	姫路市四郷町東阿保44番地	
	山彦ホーム	姫路市花田町加納原田155番地	
	ゆめさき三清荘	姫路市夢前町前之庄4514	
	夢の里	姫路市夢前町戸倉字登り尾1105番地38	
	ライフサポートひめじ	姫路市城東町竹之門6番地	
	ライフビラ姫路	姫路市飯田三丁目44番地	
	和好苑	姫路市北条宮の町131番地	
	小規模多機能ホーム (1)	いやさか	姫路市木場1429番地127
	軽費老人ホーム (1)	ケアハウス青山苑	姫路市青山1470番地141
	介護付有料老人ホーム (1)	かつはら	姫路市勝原町丁15-1
	障害者支援施設 (9)	愛光園	姫路市打越1100
		香翠寮	姫路市香寺町土師365-1
		三愛園	姫路市打越1340-6
		三恵園	姫路市打越1340-30
		播磨福祉事業館	姫路市西脇1448-4
		姫路暁乃里	姫路市的形町の形3558
		姫路学園	姫路市飾東町大釜461-3
		ゆめさきの家	姫路市夢前町苅野1784-1
		夢前リハビリセンター	姫路市夢前町苅野796-1
	救護施設 (1)	ジョイガーデン	姫路市林田町上伊勢1137-1
	ホテル (1)	姫路キャッスルグランヴィリオホテル	姫路市三左衛門堀西の町210
	専門学校 (2)	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町91-6
		姫路福祉保育専門学校	姫路市手柄1丁目22-1

区分	名称	所在地	
公 共 施 設 (19)	保健福祉サービスセンター (8)	西保健福祉サービスセンター	姫路市飾西728番地5
		東保健福祉サービスセンター	姫路市御国野町御着283番地15
		北保健福祉サービスセンター	姫路市砥堀428番地
		灘保健福祉サービスセンター	姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地
		飾磨保健福祉サービスセンター	姫路市飾磨区英賀清水町一丁目5番地1
		西保健センター (広畑保健福祉サービスセンター)	姫路市広畑区正門通三丁目2番地2
		網干保健福祉サービスセンター	姫路市網干区垣内中町119番地
		家島保健福祉サービスセンター	姫路市家島町宮2169番地
	特別支援学校 (4) ※うち県立学校の3施設において 協定締結	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	姫路市本町68番地46
		兵庫県立姫路特別支援学校	姫路市四郷町東阿保476番地1
		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校	姫路市苫編688-58
		書写養護学校	姫路市書写台三丁目148番地1
	障害者福祉施設 (3)	障害者体育館	姫路市増位新町二丁目37番地 総合福祉通園センター内
		書写障害者デイサービスセンター	姫路市書写台二丁目7番地1
		広畑障害者デイサービスセンター	姫路市広畑区正門通三丁目2番地2
	老人福祉センター (2)	すこやかセンター	姫路市市之郷1006番地8
		楽寿園	姫路市梅ヶ谷町17番地50
	養護老人ホーム (1)	ふれあいの郷養護老人ホーム	姫路市船津町3263番地
	その他 (1)	夢前福祉センター	姫路市夢前町前之庄2160番地

災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 姫路市福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者用避難所（以下「福祉避難所」という。）へのヘルパー派遣に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が乙に対して福祉避難所へヘルパーの派遣を要請することにより、災害時要援護者の生活の安定・安心を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、ヘルパーの派遣が必要と認めたときは、福祉避難所ヘルパー派遣依頼書により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、福祉避難所ヘルパー派遣依頼書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、ヘルパーの派遣に積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 前条の規定により乙が派遣したヘルパーの費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、厚生労働大臣が定める介護報酬単価に基づき算出した額とする。

（連絡体制）

第4条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成24年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年（2012年）3月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市安田三丁目1番地
社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
理事長 山名 基夫

災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者用避難所（以下「福祉避難所」という。）への介護用品等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合の福祉避難所の開設・運営に際し、災害時要援護者の生活の安定のため必要な介護用品等を賃借（レンタル）等により確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、介護用品等の必要があると認めるときは、介護用品等依頼書により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後に介護用品等依頼書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、乙が保有する介護用品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（介護用品等の種類）

第3条 乙が供給する介護用品等の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有している商品とし、賃借等により提供するものとする。

- (1) 介護用品（おむつ等の生活用品も含む。）
- (2) 寝具類
- (3) パーテーション類
- (4) その他取扱商品

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙による保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成24年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)3月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙

事業所一覧

事業所名	〒	住所	電話
(株) アップル	670-0936	姫路市古二階町63番地	288-8999
(株) ゴトウ・アズ・プランニング	679-2122	姫路市豊富町御蔭 500-93	265-3310
(株) ダスキンユニオン ダスキンレントオール姫路イベントセンター	670-0961	姫路市南畝町1丁目27 番地	222-2510

災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と神姫バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者の移送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力の要請を乙に対して行うことにより、災害対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者等のうち、災害時の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に避難生活が長期化するおそれがあるときに開設し、要援護者を一時的に避難させる二次的避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における要援護者の移送について、文書により乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、文書を送付するものとする。

- (1) 避難所から福祉避難所への移送
- (2) 福祉避難所から他の福祉避難所への移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条の規定により移送を実施したときは、当該移送の終了後、文書により甲に報告するものとする。ただし、特別の事情により文書で報告することができないときは、電話等により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により乙が実施した移送の経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、第3条に規定する要請を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年(2013年)10月2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市西駅前町1番地
神姫バス株式会社
代表取締役社長 長尾 真

資料 2-6-1

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の 12 市 9 町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第 2 条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第 3 条 甲及び乙は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
 - (2) 地域見守り支援に関すること。
 - (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
 - (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
 - (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第 4 条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結日より 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1 年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 2 通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 5 月 31 日

甲 播磨広域連携協議会
（構成市）
兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

- 姫路市
姫路市長 石見 利勝
(構成市)
兵庫県加古川市加古川町北在家 2 0 0 0
加古川市
加古川市長 樽本 庄一
- (構成市)
兵庫県たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1
たつの市
たつの市長 西田 正則
- (構成市)
兵庫県小野市王子町 8 0 6 番地の 1
小野市
小野市長 蓬萊 務
- (構成市)
兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長 登 幸人
- (構成市)
兵庫県西脇市郷瀬町 6 0 5 番地
西脇市
西脇市長 來住 壽一
- (構成市)
兵庫県三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号
三木市
三木市長 藪本 吉秀
- (構成市)
兵庫県加西市北条町横尾 1 0 0 0 番地
加西市
加西市長 西村 和平
- (構成市)
兵庫県加東市社 5 0 番地
加東市
加東市長 安田 正義
- (構成市)
兵庫県相生市旭 1 丁目 1 番 3 号
相生市
相生市長 谷口 芳紀
- (構成市)
兵庫県赤穂市加里屋 8 1 番地
赤穂市
赤穂市長 豆田 正明
- (構成市)
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 - 6
宍粟市
宍粟市長 福元 晶三

(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地
稲美町
稲美町長 古谷 博

(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地
多可町
多可町長 戸田 善規

(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町
神河町長 山名 宗悟

(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地の3
市川町
市川町長 岡本 修平

(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1
福崎町
福崎町長 嶋田 正義

(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鷗1369番地1
太子町
太子町長 北川 嘉明

(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地
上郡町
上郡町長 工藤 崇

(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1
佐用町
佐用町長 庵途 典章

乙 日本郵便株式会社近畿支社
大阪府大阪市中央区北浜東3-9

支社長 安村 幸夫

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあつては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかつた場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目にかかる連絡責任者

実施細目第2条第1項に定める連絡責任者を下記のとおりとします。

	姫路市			郵便局
	担当課名	連絡責任者	電話番号	
災害時における相互協力に関すること	危機管理室	主幹	223-9592	姫路郵便局 総務部課長 222-0185
地域見守り支援に関すること	保健所健康課	課長	289-1641	姫路南郵便局 総務部長 233-8201
不法投棄の情報提供に関すること	美化業務課	課長	221-2405	香寺郵便局 総務部長 232-4822
道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること	道路管理課	課長	221-2604	播磨山崎郵便局 郵便部長 0790-62-0050
その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	企画政策推進室	参事	221-2381	御着郵便局 総務部課長 253-1282 飾西郵便局長 266-3642 姫路北条郵便局長 282-6004

姫路市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会兵庫県隊友会姫路支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等における災害応急活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において自然災害、大規模事故、その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項について定めるものとする。

（大規模災害等）

第2条 大規模災害等とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）地震、台風、洪水、竜巻又は同時多発火災等の大規模な災害事案
- （2）交通機関事故等の集団救急救助事案
- （3）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する国民の保護のための措置が必要な事案
- （4）その他甲が乙の協力を必要と認めた事案

（協力内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難勧告、避難指示の周知徹底、避難者の誘導又は避難所の開設運営等避難のための補助、支援活動
- （2）収容施設の設置運営、食糧等の提供又は、災害時要援護者等の支援等救援のための補助、支援活動
- （3）災害関連情報の収集及び伝達
- （4）その他甲が必要と認める災害応急活動

（協力要請等）

第4条 甲は、市内に災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する理由
- （2）協力を必要とする内容
- （3）協力を必要とする場所
- （4）協力を必要とする人員
- （5）その他必要な事項

2 甲は、乙の協力の必要がなくなったときは、協力辞退書（様式第2号）により速やかに乙に通知するものとする。

（乙の協力等）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、協力通知書（様式第3号）により甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の指揮の下に災害応急活動を行うものとする。

3 甲は、災害応急活動を行う乙の会員に対し、安全の確保に配慮するものとする。

(活動経費の負担)

第6条 この協定に基づく活動に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、その要請により協力した乙の会員が災害応急活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める要件に該当するときは、関係法令によりその損害補償を行うものとする。

(協力のための準備)

第8条 乙は、平常時から大規模災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力を円滑にするため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、協力可能人員等を甲に通知するものとする。

4 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、お互いに連絡先等を通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれかの文書による申出がない限り、引き続き1年間有効とし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月17日

甲 姫路市	
姫路市長	石見利勝
<hr/>	
乙 公益社団法人隊友会	
兵庫県隊友会姫路支部長	三枝副三
<hr/>	

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と姫路市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 姫路市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年7月24日

甲 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 姫路市長 石見利勝

災害時等における相互協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）、西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所（以下「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所（以下「丙」という。）は、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力に努めるものとする。

(1) 甲の協力事項

- ア 災害情報等の提供
- イ 応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- ウ その他措置の実施に必要なと認められる事項

(2) 乙及び丙の協力事項

- ア 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援
- イ 応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- ウ 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- エ 災害情報等の提供
- オ インター内広場の一時避難場所又は敷地の使用
- カ その他措置の実施に必要なと認められる事項

（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲、乙及び丙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に係る連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙又は丙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月13日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 兵庫県神崎郡福崎町西田原2023
西日本高速道路株式会社 関西支社
福崎高速道路事務所長 中森康裕

丙 兵庫県姫路市相野941-103
西日本高速道路株式会社 関西支社
姫路高速道路事務所長 栗崎啓

災害時における応急対策業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者の氏名
- (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業者名、車種、台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成12年(2000年)3月23日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年(2000年)3月23日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協 定 先 事 業 所

事業所名	住所・電話
一般社団法人兵庫県建設業協会姫路支部	姫路市三条町一丁目31 姫路建設会館1F 電話 222-7126 FAX 222-7120
一般社団法人全国クレーン建設業協会兵庫支部	姫路市三条町一丁目31 姫路建設会館5F 電話 284-5067 FAX 284-5641
家島石材採掘協同組合	姫路市家島町真浦2425番地6 電話 325-2621 FAX 325-2112

資料2-6-6

災害時における障害物除去等の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会姫路東支部、兵庫県自動車整備振興会姫路西支部、兵庫県自動車整備振興会姫路南支部、兵庫県自動車整備振興会姫路北支部、兵庫県自動車整備振興会西播東支部及び兵庫県自動車整備振興会西播北支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、乙の保有する資機材を活用し、甲に協力を行うものとする。

（連絡）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、様式2の連絡書により、速やかに甲に対して障害物除去等の実施状況を連絡するものとする。ただし、連絡書をもって連絡するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに連絡書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲内において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（自発的活動）

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成20年(2008年)10月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年(2008年)10月16日

甲 姫路市
姫路市長

乙 兵庫県自動車整備振興会姫路東支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会姫路西支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会姫路南支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会姫路北支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会西播東支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会西播北支部

支部長

災害時におけるムービングハウスを活用した宿舎等の建設に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）とは、災害時に姫路市に派遣される応援職員（以下「応援職員」という。）のために設置するムービングハウスを活用した宿舎等（以下「宿舎等」という。）の建設に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲が乙と協力して、応援職員の活動環境を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害等により宿舎等を必要とする場合に乙に対して協力を要請することができるものとし、乙は特段の理由がない限り、保有し、又は管理するムービングハウスの優先的な提供に協力するものとする。ただし、被災状況等の事情により乙の協力が困難である場合は、この限りでない。

2 乙は、宿舎等の維持管理に当たっては、可能な限り甲に協力するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、乙は、特に甲から要請する業務について可能な限り甲に協力するものとする。

（要請）

第3条 甲は、宿舎等の建設を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式第1号）を乙に送付するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後、速やかに文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請担当者
- (2) 要請日時
- (3) 建設場所
- (4) 戸数
- (5) 規模
- (6) 着工期日
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の会員（以下「会員」という。）をあっせんする。

（宿舎等の建設）

第5条 前条の規定による乙のあっせんを受けた会員は、第3条の規定による要請に基づき、宿舎等を建設するものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 前条の規定による宿舎等の建設に要した費用（以下この条において「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲、乙又は第4条の規定により乙

のあっせんを受けた会員が協議し、決定する。

3 甲は、会員による宿舍等の建設終了後に検査を行い、建設の完了を確認したときは、会員の請求により前項の規定による協議により決定した費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては危機管理室とし、乙においては乙の会員である株式会社S I Cとする。

(報告)

第8条 乙は、宿舍等の建築について、協力できる建設能力等の状況を、毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、乙に対し随時報告を求めることができるものとする。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務上知り得た秘密について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項について、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年(2025年) 4月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木信博

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という）に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

なお、

（協力の内容）

第2条 乙が協力をを行う内容は次のとおりとする。

- (1) 資機材提供
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急活動のため、レンタル資機材が必要となった場合は、応援要請書（様式第1号）をもって乙に要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材提供を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が資機材提供を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害の発生した直前の価格を基準として、乙が算出し甲が負担するものとする。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要した運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

（報告）

第6条 乙は、資機材提供を行ったときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 提供した資機材名及び数量
- (2) 資機材提供の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（補償）

第7条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進し、災害の発生に備えるため、甲及び乙は、平素から情報交換を行うとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(旧協定の終了)

第12条 甲と乙が平成27年12月11日付けで締結した「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」は、この協定の締結日をもって終了とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)11月2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 大阪市中央区東心斎橋1-11-17
西尾レントオール株式会社
代表取締役社長 西尾 公志

災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、姫路市域で地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災した建築物その他の工作物の解体撤去のために必要な人員、車両及び資機材等の調達を緊急かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

- 第1条 甲は、災害時の緊急時（災害発生から72時間以内をいう。）において、被災者の救出に当たる甲の防災関係機関（消防等）への応援のため、緊急に建築物その他の工作物の解体撤去の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、甲の現場指揮者（消防等）の命令に従うものとする。

（被災した建築物の解体撤去の協力要請）

- 第2条 甲は、災害時において、建築物その他の工作物の解体撤去の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、甲の指示に従うものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、第1条第2項及び前条第2項の規定による協力（以下「災害時協力」という。）の要請を行おうとするときは、乙に対し、災害時協力要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 協力を必要とする建築資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者又は市担当者
- (5) その他必要な事項

（災害時協力の実施）

第4条 乙は、災害時協力の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙による災害時協力が円滑に行われるように、乙に対し、市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時協力に従事可能な乙の会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害時協力を行った場合は、災害時協力報告書（様式第2号）により、速やかに

報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 協力に従事した建設資機材等の事業名、車種、台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 協力に従事した期間
- (4) その他必要な事項
(訓練の参加)

第7条 乙は、災害時協力を円滑に行うことができるよう、甲が行う訓練に可能な限り参加するものとする。

(費用の負担)

第8条 第1条第2項の規定による災害時協用に要した費用は、乙の負担とする。

2 第2条第2項の規定による災害時協用に要した費用の負担については、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 第7条の規定による訓練参加に要する費用については、乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づき実施した災害時協用に伴って、乙の会員又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙にそれぞれ連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては姫路市危機管理室長とし、乙においては兵庫県解体工事業協会会長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成30年1月17日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が各相手に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 神戸市兵庫区北逆瀬川町3-1-1
兵庫県解体工事業協会
会長 上原 満

資料 2-6-10

災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る 相互連携・協力に関する覚書

姫路市(以下「甲」という。)と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

(運用方法)

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置(以下「移動作業」という。)は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

(費用負担)

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

(損失補償)

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

- 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(意見交換)

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 姫路市長

清元 秀泰

乙 関西電力送配電株式会社
兵庫支社 姫路電力本部長

乾 直樹

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整事務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うものとし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請等)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。

(3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	佐用町長	衣笠徹朗
神戸市長	笹山幸俊	上月町長	石堂則本
姫路市長	堀川和洋	南光町長	山田兼三
尼崎市長	宮田良雄	三日月町長	山口聖治
明石市長	岡田進裕	山崎町長	上木茂志
西宮市長	馬場順三	安富町長	橋本健造
洲本市長	中川啓一	一宮町長	田路勝
芦屋市長	北村春江	波賀町長	中田耕一郎
伊丹市長	松下勉	千種町長	小原朗
相生市長	藤田義明	城崎町長	藤原秀雄
豊岡市長	今井晶三	竹野町長	吉岡孝

災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書

姫路市上下水道局（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害により、甲が所有する施設に設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は甲の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務（以下「応急復旧等業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急復旧等業務の応援に関し、基本的な事項を定めるものとする。

甲及び乙は、信義をもって誠実にこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

（要請）

第2条 甲は、応急復旧等業務のため乙が所有する資機材、技術力及び人材（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、現場の状況に応じ、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項に定める要請は、甲が乙に対して文書によって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項に定める要請をする場合、甲は次の事項を可能な限り明らかにするものとする。

- (1) 被災の状況及び応急復旧等業務の内容
- (2) 応援を必要とする作業内容、資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び時間
- (4) その他必要な事項

（応援復旧等業務の内容）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急復旧等業務の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動（給水拠点での給水活動及び人員整理等）
- (2) 水道開閉栓作業（宅内漏水時の止水栓開閉作業）
- (3) 広報活動（「お知らせ」等の各戸配布）
- (4) 電話等の応対作業（上下水道局庁舎における電話・窓口対応）
- (5) その他要請のあったもので応援できるもの

（乙の責務）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により応急復旧等業務の応援の要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに資機材等を準備し、応援を行うものとする。

2 乙は、前条の応急復旧等業務に対応できるよう連絡体制を整備し、協定締結後2週間以内に甲に書面により報告しなければならない。

3 乙は、前項に定める連絡体制に関する異動があった場合は、速やかに連絡体制を再整備し、甲に書面により報告しなければならない。

（応援の実施報告）

第5条 乙は、第2条に定める要請に基づき、応援を行った場合は、応急復旧等業務応援実施報告書を第3条第1号から第5号までの区分ごとに作成し、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急復旧等業務の内容及び場所
- (2) 応急復旧等業務に従事した期間
- (3) 応急復旧等業務に従事した人員数
- (4) 応急復旧等業務に要した資機材等の種類及び数量
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急復旧等業務に要する費用は、甲が負担する。この場合において甲が負担する額については、乙から提出された応急復旧等業務応援実施報告書に基づき、甲の積算・見積りにより算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

2 前項に定める費用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧等業務に従事する社員（以下「応援社員」という。）の派遣に要する費

用

週休日及び公休日並びに休日に指定された社員が応急復旧等業務に従事した場合

(2) 時間外勤務に係る費用

(1)以外の応援社員（以下「通常勤務者」という。）が、正規の勤務時間を超え応急復旧等業務に従事した場合

(3) 旅費

応援社員が通常の勤務地以外の施設等である場合、移動に係る実費交通費

(4) 燃料費

甲が要請した応急復旧等業務に使用する車両の燃料費

(5) 姫路勤務者以外の応援社員の費用

姫路（姫路市水道料金センター）で勤務する社員以外の社員が、応援社員として応急復旧等業務に従事した場合の費用は、姫路勤務者と同様の扱いとする。

(6) その他

応急復旧等業務に必要な物資の購入費など、想定されない費用

3 前項に定める費用の請求については、その積算根拠となる資料（領収書、勤務予定表、超過勤務手当命令書等）を添付するものとする。

4 被害の規模により異なるが、通常勤務者が正規の勤務時間内に通常勤務を停止して応急復旧等業務にあたる場合は、甲に請求する費用に該当しないものとする。

5 双方の費用算定が異なる場合においては、その都度、甲乙協議して調整を図るものとする。

（危険負担）

第7条 乙は、応急復旧等業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

（補償）

第8条 この協定に基づいて応援社員が、当該応急復旧等業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うもの

とする。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、災害の発生に備え、あらかじめこの協定に関する連絡を取り交わす担当者を定め、相互に通知するものとする。

(平常時の協力)

第10条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合は、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲乙の一方からこの協定の期間満了日の1月前までに協定の解除又は変更の意思表示がないときは、引き続き1年間この協定を継続するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年(2022年)9月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市上下水道事業管理者 段 守

乙 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
第一環境株式会社 関西支店
支店長 長瀬 大祐

災害時における水道及び下水道の応急対策への協力に関する協定

姫路市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と姫路市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道管路施設及び下水道管路施設の復旧支援協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における給水機能及び下水道機能の維持、回復を図るために甲が実施する応急対策業務に対する乙の復旧支援協力（以下「応援業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象となる施設は、甲が管理する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 給配水管、送水管、導水管その他の管路施設
- (2) 公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設の管路施設

（応援業務）

第3条 応援業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 対象施設の緊急点検、緊急措置及び応急復旧に関すること。
- (2) 道路漏水、水源地における流出水等の事故への対応に関すること。
- (3) 応急給水に関すること。
- (4) 材料等、工事用機器類の提供に関すること。
- (5) 物資等の運搬及び人員の派遣に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙が協議し、決定した業務

（協力要請及び協力）

第4条 甲は、前条に規定する応援業務について乙の協力を必要とするときは、乙に対してこれを要請することができる。

2 乙は、甲の協力要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、前条第1項の規定による要請を行うときは、乙に対して次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、乙に対して口頭又は電話等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条に掲げる応援業務のうち協力を必要とする内容
- (3) 協力を必要とする場所及びその場所への経路
- (4) 協力を必要とする人員及び機材等の規模と種類
- (5) 協力を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(乙の責務)

第6条 乙は、前条の要請に応じたときは、速やかに応援業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等をもって実施するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応援業務に従事するものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、この協定による協力が実施できるよう各組合員で構成する応援業務のための組織及び体制を整備し、かつ、そのための人員の配置と機材等の準備を図るものとする。

2 前項の組織及び体制のうち、第3条第1号及び第2号に関する協力を主要な目的とする組織を第1次協力班とし、その他の組織を第2次協力班とする。

3 乙は、第1項で規定する組織及び体制並びに人員及び機材等について、毎年4月30日までに甲に対し文書で報告するものとする。

(緊急出動等)

第8条 災害が発生し直ちに出動が必要な場合は、第5条各号に規定する事項に関する情報の有無にかかわらず、乙の組合員に対し、甲が直接出動を要請することができるものとする。

2 乙の組合員は、災害発生と同時に、前条第2項に規定する第1次協力班として乙又は甲の指示による緊急出動が迅速に実施できるよう、自主的に準備するものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、甲の要請により行った応援業務が終了したときは、次に掲げる事項について速やかに甲に対し文書で報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は、口頭又は電話等により報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援業務の内容及び場所
- (2) 応援業務に従事した期間
- (3) 応援業務に従事した人員数
- (4) 応援業務に要した資機材等の種類及び数量
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第10条 乙がこの協定に基づく応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する金額については、甲乙協議の上決定し、支払うものとする。

2 前項に定める費用の請求については、その積算根拠となる資料を添付するものとする。

(危険負担)

第11条 乙は、応援業務の実施に当たり、乙の責に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第12条 この協定に基づいて応援業務に従事した乙の組合員が、当該応援業務に起因

して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第13条 甲及び乙は、災害の発生に備え、あらかじめこの協定に関する連絡を取り交わす担当者を定め、相互に通知するものとする。

(平常時の協力)

第14条 平常時において甲が実施する防災訓練等に対して乙の協力を要請した場合、乙は、業務の支障を来さない範囲で協力するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第15条 甲又は乙は、この協定の定めに甲又は乙が違反したときは、違反した相手方への文書による通告によりこの協定を解除することができる。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市上下水道事業管理者 柴田 桂太

乙 姫路市飾磨区野田町92番地
姫路市管工事業協同組合
理事長 原田 猛

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

令和 2 年 1 月 24 日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿 2 府 7 県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第 10 項に記載の事項又は全国ルール第 4 条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

2 災害時支援体制

(1) 支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表 2 により支援要請があった場合

(2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表 1 に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

(3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

① 対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第 2 項（4）③に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

② 副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順で、対策本部長が対策副本部長代行を指名できる。

③ 対策本部員

別表 1 に定めるものとする。

④ 対策特別本部員

国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

- ① 対策本部長は、震度 6 弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

エ 対策本部長が必要と認めた者

- ② 対策本部長は、震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表 2 により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。

- ③ 対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- ④ 対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

- ⑤ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

- ⑥ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。

- ⑦ 対策本部を設置した場合、対策本部長は、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、必要と判断した対策本部員へ参集について連絡するものとする。

- ⑧ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。

- ⑨ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。

- ⑩ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなると認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表2によるメールもしくはFAX連絡を基本とするが、第一報（災害発生報告）のみ別表3による電話連絡を併用する。

(5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(6) その他

① 対策本部長は、平成24年10月25日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第5条第2項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。

また、場合によって同協定第8条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。

② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成24年10月1日付け「21大都市災害時相互応援に関する協定」による。

③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。

④ 対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。

震度5弱以上の場合には、被害の有無にかかわらず（公社）日本下水道協会に連絡する。

（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

(1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第2項(5)に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

① 対策本部の設置に関すること。

② 災害時下水道事業関連サイトへ災害情報入力（震度5弱以上の場合）に関すること。

③ 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

④ 支援計画の立案に関すること。

⑤ 大都市ルールとの調整に関すること。

⑥ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。

⑦ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

⑧ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第7項(3)に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

⑨ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。

⑩ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

⑪ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

⑫ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。

⑬ 対策本部の解散に関すること。

⑭ その他支援の実施に必要な事項。

(2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を追加するものとする。

- ① 本部員の参加要請に関すること。
- ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
- ③ 大都市への支援調整に関すること。
- ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

(1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。

(3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第2項(5)に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はFAX等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項(5)に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前(1)～(3)に基づき支援体制を確立する。

5 支援活動

(1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。

(2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。

(3) 支援隊は、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。

(4) 支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。

(5) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。
- (3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第 92 条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項 (1) 及び (2) について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、応援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において

生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

1 0 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

- (1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

1 1 支援連絡会議の開催等

- (1) 毎年1回、別表4に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を開催する。
- (2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。
- (3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員（以下「構成員」という。）の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
- (4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道事業課に置く。
大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。
- (5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、速やかに支援連絡会議事務局に報告する。

1 2 その他

- (1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間のもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。
- (2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。

また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。

(3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成16年4月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成18年8月4日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成19年8月27日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成20年9月11日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成21年9月2日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成22年9月6日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成23年9月9日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成24年11月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成27年1月15日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成28年3月23日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成29年9月12日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成31年1月23日から適用する。

附則

この申し合わせは、令和2年1月24日から適用する。

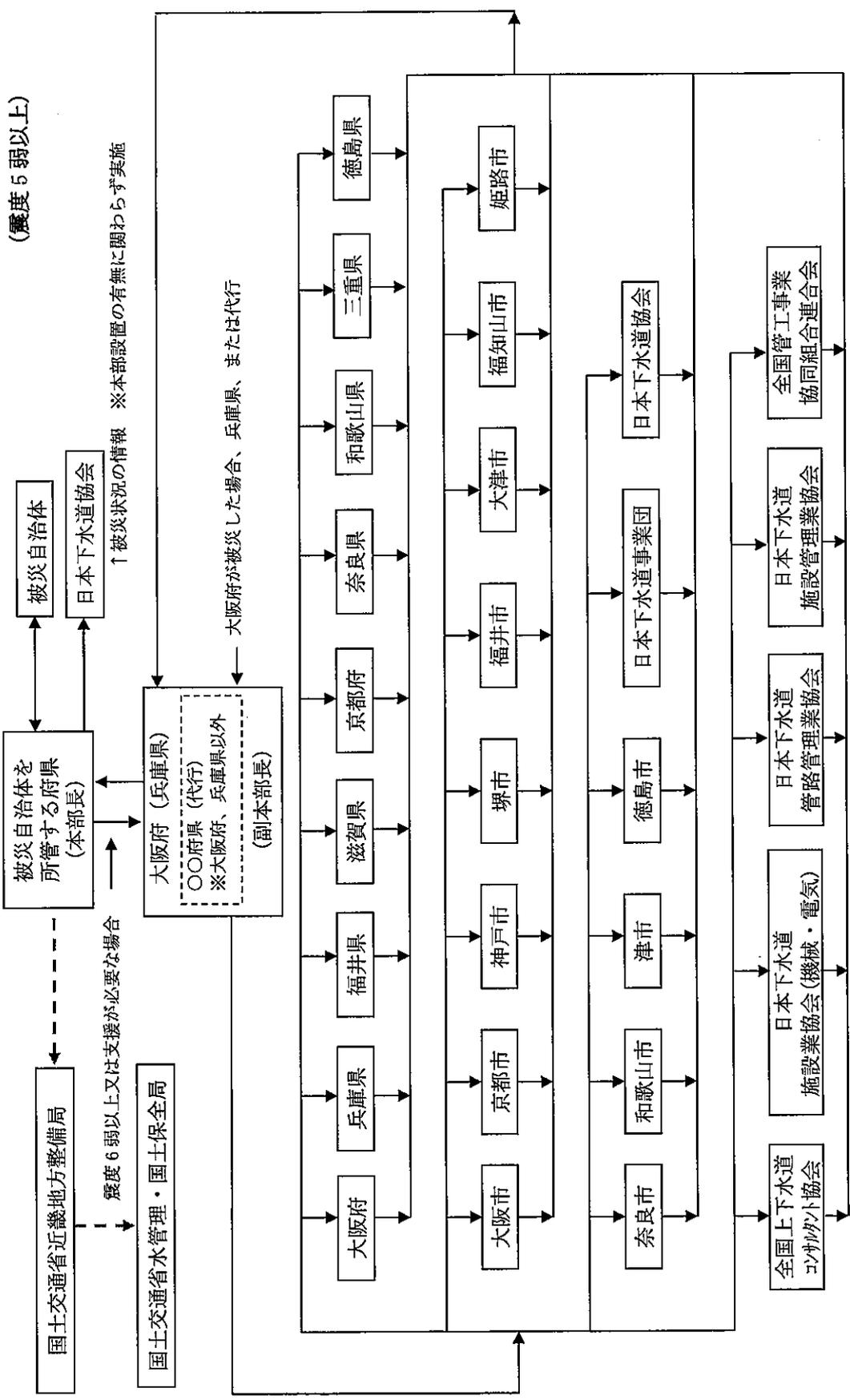
別表 1

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 水・環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 事業計画担当課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道部 計画課長
〃	堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局 技術部 技術事業長
〃	福知山市 上下水道部 総務課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市企業局管理部次長
〃	和歌山市 企業局 下水道部長
〃	津市 下水道局長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長
〃	(公社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者 （大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）
特別本部員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

別表2 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式）※基本的にこの系統で連絡
 （広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）
 <凡例> ←----- 被害状況の報告ルールに基づく（震度5弱以上）

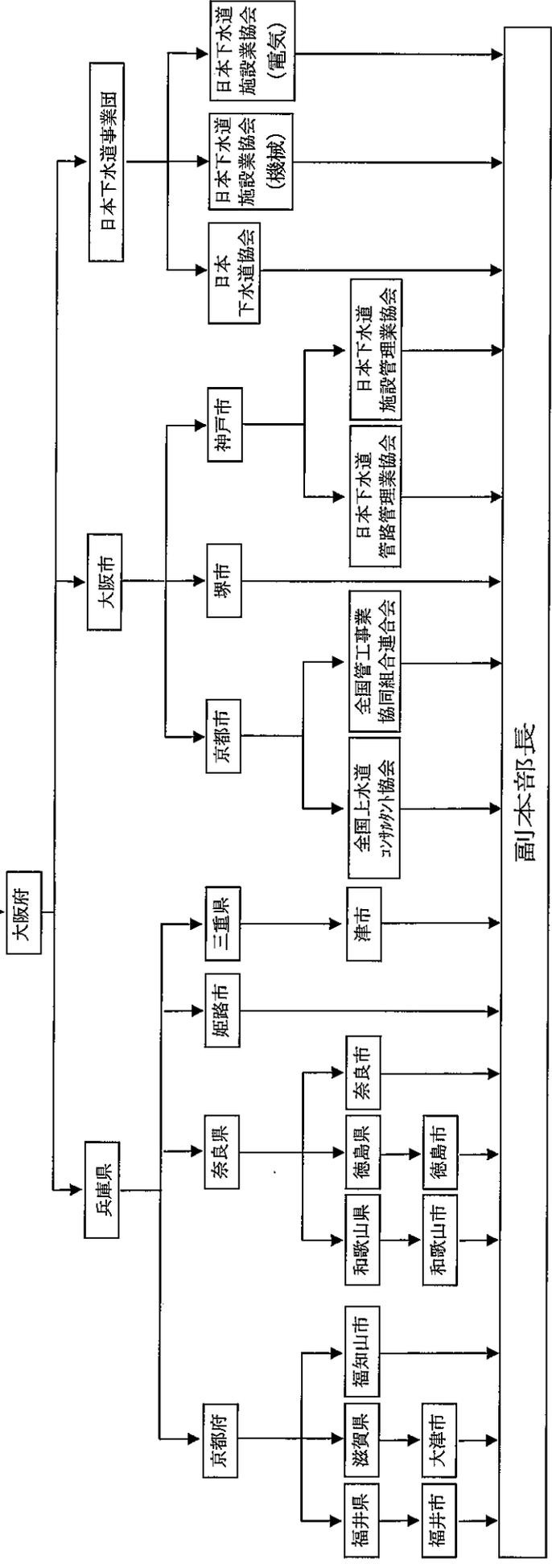
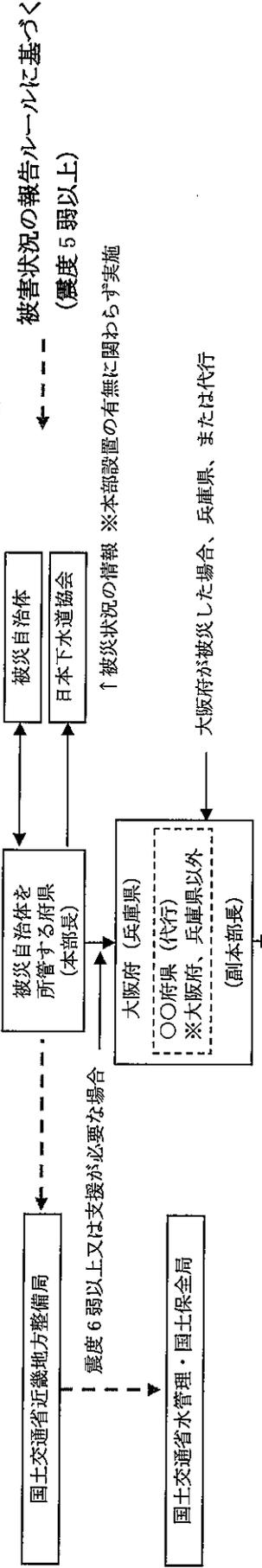


<広域支援の場合> 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

電話用

別表3 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）※第一報の電話連絡時のみ、この系統を使用（広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）

〈凡例〉



〈広域支援の場合〉
 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長
福井県 土木部 河川課長
滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
京都府 環境部 水環境対策課長
奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
三重県 県土整備部 下水道課長
徳島県 県土整備部水・環境課長
大阪市 建設局 下水道河川部 事業計画担当課長
京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
神戸市 建設局 下水道部 計画課長
堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
福井市 下水道部長
大津市 企業局技術部 技術事業長
福知山市 上下水道部 総務課長
姫路市 下水道局長
奈良市企業局管理部次長
和歌山市 企業局 下水道部長
津市 下水道局長
徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
(公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長
(公社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員(機械)
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員(電気)
(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

災害時における復旧支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、甲の管理する被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

- 第 2 条 甲は、乙に対して、被災した下水道施設の復旧に関し、支援協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は、姫路市下水道局下水道管理センターとし、乙の連絡窓口は一般社団法人日本下水道施設管理業協会西部支部とする。
- 3 乙の支援協力は、原則として甲と運転管理委託契約を締結している乙の会員会社（以下「受託会員事業者」という。）が行うものとする。ただし、災害等により受託会員事業者が被災し、本協定に基づく支援活動が困難となった場合には、甲は、乙に対して、受託会員事業者に対する支援を要請することができる。
- 4 甲の乙に対する復旧支援協力の要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請することができるものとし、その後速やかに書面により要請するものとする。
- 5 乙は、甲から、第 1 項の規定による復旧支援協力の要請があった場合は、特段の事由がない限り、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。
- 6 乙は、災害時において電話等の通信手段が使用できない場合、受託会員事業者による下水道施設の被害状況の確認により、被害の発生を確認し、又は被害の発生が推測されるときは、甲からの協力要請がない時点においても、甲が「姫路市下水道業務継続計画」で定める対応拠点のうち、最寄りの場所に参集するよう努めるものとする。

（支援内容）

第 3 条 この協定に基づき乙が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他緊急的な措置等が必要な業務及び工事

（費用）

第 4 条 この協定に基づき乙の会員事業者が復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用の算定については、乙の会員事業者の見積りを参考に甲の積算により算出するものとする。

3 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務等に係る費用については、甲と乙の会員事業者が別に契約を締結し、乙の会員事業者からの請求に応じて甲が支払うものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

2 乙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて支援協力が可能な受託会員事業者並びに提供可能な機器及び人員を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第6条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、これらの組織の活動と支援活動の相互調整を行うが、受託会員事業者は可能な限り甲の要請事項を実施するために必要な措置をとるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 元年12月 5日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都中央区八丁堀三丁目25番9号
一般社団法人日本下水道施設管理業協会
会長 大野 博通

災害時における復旧支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し、必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は姫路市下水道局下水道管理センター、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき、甲が乙に対し、要請した業務に係る費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 1月17日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

災害時における復旧支援協力に関する協定

姫路市上下水道局(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の異常な自然現象及び予期できない災害(以下「災害等」という。)により甲の管理する下水道施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 乙が納入し被災した_____の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲の乙に対する復旧支援要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、やむを得ない事由がない限り、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

(費用)

第3条 この協定に基づき、甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、甲の負担とする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、毎年度当初において、災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間

満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は一年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 5年 3月 1日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市上下水道事業管理者 段 守

乙 ○○市
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

協定先事業所一覧表

締結相手方	施設等
株式会社 石垣 大阪支店	・水尾川第三ポンプ場・天川第一ポンプ場・天川第二ポンプ場
株式会社 クボタ	・飾磨雨水ポンプ場
株式会社神鋼環境ソリューション	・阿保ポンプ場・市川第一ポンプ場
新菱工業 株式会社 関西支店	・揖保川第四ポンプ場・天川第二ポンプ場
株式会社 鶴見製作所	・中地ポンプ場・夢前川左岸第一ポンプ場 ・夢前川左岸第二ポンプ場・的形ポンプ場 ・夢前川右岸第一ポンプ場・夢前川右岸第二ポンプ場 ・広畑第二ポンプ場・山崎台ポンプ場
株式会社 電業社機械製作所 大阪支店	・天川第一ポンプ場

資料 2-6-16

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で姫路市で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

- (1) 責任者の所属及び氏名
- (2) 応援要請の内容
- (3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要なに応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査
- (2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応
- (3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

(経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあっては姫路市環境局環境政策室、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号
一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長 九坪 登志彦

災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要となった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物品の名称及びその数量
- (3) 物品を供給する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ（汲み取り式）
- (2) 移動式仮設シャワー室
- (3) その他取り扱い商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、

かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成13年(2001年)1月17日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年(2001年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

事業所名	〒	住所	電話	FAX	締結日
旭ハウス工業(株) 神戸営業所	651-1311	神戸市北区有野町 二郎字笠 47-1	(078) 987- 2234	(078) 987- 2236	H13.1.17
(株)ベクセス 神戸事業所	651-1422	西宮市山口町金仙 寺 1818-1	(078) 907- 1881	(078) 907- 1882	H13.1.17
(株)ビー・エス・ケイ	560-0872	大阪市中央区本町 三丁目2番15号 小原ビル6階	(06) 6226- 8326	(06) 6226- 8728	H13.1.17
エープライド(株)	672-8022	姫路市白浜町宇佐 崎南二丁目 92 番地	(079) 245- 0022	(079) 245- 0044	H13.1.17
(株)レンタルのニッケン 姫路営業所	670-0976	姫路市中地 403-1	(079) 294- 1336	(079) 294- 3415	H13.1.17
姫路環境整備(株)	671-0241	姫路市四郷町上鈴 264 番地 1	(079) 252- 0751	(079) 252- 5700	R6.5.13

災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、姫路市内に地震、風水害その他の災害が発生し、姫路市災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における遺体の安置、搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の種類）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げる事項とする

- (1) 遺体の搬送
- (2) 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- (3) 遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（要請）

第2条 甲は、前条に規定する業務を要請するときは、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第1条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第1条に掲げる業務に使用した資機材及び消耗品の購入費、賃貸料等並びに施設の使用料等の協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格により決定するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な遺体の安置、搬送等の協力を行えるよう、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲にあつては名古屋山霊苑管理事務所長を、乙にあつては業務係長を連絡責任者とし、毎年度当初に相互に報告するものとする。これに変更があつた場合も報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年(2002年) 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

協力企業等	〒	住所	電話	FAX
(社)全日本冠婚葬祭互助協会 (株117)	105-0001 (670-0936)	東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル7階 (姫路市古二階町63 第2 秋山ビル7階)	(03)3433-4415 (289-0117)	(03)3435-0880 (224-5449)
全日本葬祭業協同組合 連合会 (株式会社姫路葬祭セン ター)	670-0811	姫路市野里952番地の9	285-1010	282-0045
(株)稲田屋	670-0036	姫路市山畑新田367-4	296-0732	293-7971
(株)冠婚葬祭こころの会	671-1153	姫路市広畑区高浜町二丁 目29-2	238-5562	238-5563
(有)セレディア伊賀 エヴァホール広畑	671-1152	姫路市広畑区小松町二丁 目77	230-2500	230-2501

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

協力企業等	〒	住所	電話	FAX
(有)姫葬	670-0872	姫路市八代723番地	222-3916	225-0309
翠光社	671-0101	姫路市大塩町584-4	254-0334	254-3773
一般社団法人 全国霊柩自動車協会	160-0004	東京都新宿区四谷3丁目2 番5 全日本トラック総合会 館2階	(03)3357-7281	(03)3357-7374

姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と社会福祉法人姫路市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり姫路市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市地域防災計画に基づき、センターの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条 甲は、災害の発生に伴い災害ボランティアの活動調整等を行う組織の設置が必要と認めるときは、乙と協議し、センターを設置するものとする。

2 甲は、センターを設置したときは、速やかに乙に連絡し、センターの開設及び運営を要請するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合には、速やかにセンターを開設し、運営するものとする。

（センター設置場所）

第3条 センターは、姫路公園内の大手前公園部分に設置するものとする。ただし、災害の種類及び規模、被災地の状況等を勘案し、より最適なセンターの設置場所が考えられる場合、又は姫路公園内の大手前公園部分にセンターを設置することが困難な場合は、甲は、これに代わる施設を確保するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

(1) 災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣に関すること。

(2) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。

(3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（センターの運営）

第5条 センターの運営は、甲及び乙の協議に基づき、乙が行う。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、協力して、各種市民活動団体、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれらの団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲及び乙は、協力して、センター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保するものとする。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、同業務に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、まず、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項の経費の負担について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（損害賠償等）

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア活動保険の加入に係る費用は、原則として、ボランティアの自己負担とする。ただし、甲の要請に基づくボランティア等に係る費用は、甲の負担とする。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

(旧協定の廃止)

第12条 平成26年6月20日に甲と乙が締結した姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和5年4月7日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市

姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館内
社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

理事長 竹田佑一

災害時における動物救護活動に関する協定書

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市（以下、当該1県5市を「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県獣医師会及び公益社団法人神戸市獣医師会（以下、当該2団体を「乙」という。）は、兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下、「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（動物救援本部の設置）

第2条 兵庫県域において大規模な災害が発生した場合、甲が乙に被災状況等の情報を提供するとともに、兵庫県地域防災計画に基づく兵庫県動物救援本部（以下、「救援本部」という。）の設置を依頼する。

- 2 救援本部は、乙の団体で構成する。
- 3 乙以外の団体から救護活動に対して協力の申し入れがあった場合は、甲と乙が協議し、構成員としての参加の可否を決定する。
- 4 救援本部の設置、運営等については、甲と乙が協議し、別途定める。

（被災動物救護施設）

第3条 乙は、被災動物救護施設及びボランティア活動拠点として、別表1の施設又は別に甲が指定する施設等を活用することができる。

（活動の基本方針）

第4条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

- 2 救護活動にかかる経費は、原則として支援金等で賄う。
- 3 救護活動は、甲や国の関係機関の助言を受けるとともに、連携を密にして実施する。

（活動内容）

第5条 乙は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼養等されている動物に対する餌の配布
- (2) 負傷している動物の収容・治療・一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (3) 放浪動物の収容・一時保管・新たな飼養者への譲渡

- (4) 被災者が飼養等困難な動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (5) 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施
- (7) その他の救護活動

(救護対象動物)

第6条 救護活動を行う動物は、被災地域内の犬、猫及びその他の小動物（純粋な野生状態にある動物は除く。）とする。

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

(甲の役割)

第7条 甲は、乙が行う救護活動に対して、次に掲げる役割を担う。

- (1) 救援本部立上げ及び活動の円滑な実施に対する支援・調整並びに救援本部会議への出席
 - (2) 甲のうち兵庫県は、被災地域を管轄する市町に対する救護活動への協力量要請
 - (3) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、遺失物法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を所管する部局との調整
 - (4) 乙が実施する救護活動に必要な設備の調整、及び動物救護ボランティアの活動支援
 - (5) 犬の登録頭数や猫の飼養匹数統計についての情報提供
 - (6) 特定動物飼養者等及び動物取扱業者に対する緊急用檻（組立式等）の配備指導並びに災害時における動物救護マニュアルの作成指導
- 2 被災地域が限局した災害の場合に甲が行う対策は、別表2の区分により実施する。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力を行う。

(救援本部会議)

第8条 救護活動期間中、活動の円滑な実施を図るために甲と乙は定期的に救援本部会議を開催する。

2 救援本部会議に関することについては、別途定める。

(活動の終了)

第9条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなつたと判断したとき

は、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

(救援物資等の整理)

第 10 条 乙は、救護活動を終了したときは、当該活動に使用した救援物資等を整理し、適正に処理する。

2 救護施設については、現状復旧し、甲に引き継ぐ。

(活動記録の作成等)

第 11 条 乙は、救護活動を終了したときは、支援金等の出納記録を含む活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて「兵庫県動物愛護管理推進協議会」に引き継ぐ。

(救援本部の解散)

第 12 条 乙は、救護活動を終了後、第 10 条及び第 11 条の事務を完了した後に救援本部を解散する。

(連絡体制)

第 13 条 この協定の運用等に関する窓口は、別表 3 のとおりとする。

(協定の期間)

第 14 条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

(協議)

第 15 条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書 8 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県知事 齋藤 元彦

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 久元 喜造

姫路市安田4丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

尼崎市長 松本 眞

明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長 丸谷 聡子

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長 石井 登志郎

乙 明石市鍛冶屋町4番30号

一般社団法人兵庫県獣医師会

会長 長谷川 哲也

神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号

公益社団法人神戸市獣医師会

会長 中島 克元

別表 1（第 3 条関係）

施設名	所在地
兵庫県動物愛護センター	尼崎市西昆陽 4-1-1
兵庫県動物愛護センター三木支所	三木市志染町窟屋 1242-48
兵庫県動物愛護センター龍野支所	たつの市龍野町富永 1311-3
兵庫県動物愛護センター但馬支所	養父市堀畑 587
兵庫県動物愛護センター淡路支所	淡路市塩田新島 5-3

別表 2（第 7 条第 2 項関係）

限局被災地域	救援本部構成員	主体となる自治体	甲の協力体制
神戸市内	乙の構成 2 団体	兵庫県、神戸市	神戸市、姫路市、 尼崎市、明石市 及び西宮市は、 他市内に限局し た災害の場合に あっても、活動 に関し最大限の 協力を行う。
姫路市内		兵庫県、姫路市	
尼崎市内		兵庫県、尼崎市	
明石市内		兵庫県、明石市	
西宮市内		兵庫県、西宮市	
上記 5 市以外の市町		兵庫県	

別表 3（第 13 条関係）

甲	窓 口
兵庫県	兵庫県保健医療部生活衛生課（078-362-3259）
神戸市	神戸市健康局環境衛生課（078-322-5264）
姫路市	姫路市動物管理センター（079-281-9741）
尼崎市	尼崎市動物愛護センター（06-6434-2233）
明石市	明石市あかし動物センター（078-918-5797）
西宮市	西宮市動物管理センター（0798-81-1220）

資料 2-6-22

災害時における L P ガス等の支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県 L P ガス協会姫路支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 3 の規定に基づき、姫路市内に地震、風水害等大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における L P ガス等の支援協力について次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第 1 条 災害時において甲が L P ガス及び燃焼機器等の機材（以下「L P ガス等」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対して供給要請書（様式第 1 号）により避難所等への L P ガス等の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、L P ガス等を甲に優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

- 第 2 条 L P ガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

- 第 3 条 乙は、L P ガス等を供給するに当たり、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

- 第 4 条 第 1 条に基づく協力に要した経費は甲が負担するものとし、その価格は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の情報提供）

- 第 5 条 乙は、諸活動中に知り得た災害等における被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

- 第 6 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

- 第 7 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、連絡責任者届（様式第 2 号）により相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市青山西二丁目22番20号
一般社団法人兵庫県LPガス協会姫路支部
支部長 井内利治

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害警戒本部又は災害対策基本法第 2 3 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合における乙から甲への地図製品等の供給及びその利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討し、及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第 2 条 この協定において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅地図 姫路市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 広域図 姫路市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) ID 等 ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第 3 条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 前各項に基づく地図製品等の供給に係る対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第 4 条 乙は、前条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、この協定の締結後、甲乙別途定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与に係る対価については無償とする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第 5 条 甲は、災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、第 3 条の規定に基づき乙から供給を受け、又は前条の規定により乙から貸与された地図製品等につき、次の各号に定めるところにより利用することができるものとする。

- (1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項の規定に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先

に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管し、及び管理するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、この項の規定に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、この協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、この協定は有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成27年(2015年)3月18日

甲) 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
市長 石見 利勝

乙) 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1F
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
部長 升井 敏雅

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

- (2)ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
- イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8)本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1 趣旨

本細目は、姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、乙が甲に提供する地図の数量及び提供数並びに甲及び乙の連絡先について定めるものである。

また、必要に応じて順次修正を行うものとする。

2 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	姫路市 B4判住宅地図①②③④⑤	5セット
広域図	姫路市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	姫路市 危機管理室 利用 閲覧地区：姫路市	1 ID

3 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	姫路市 危機管理室	住所：姫路市三左衛門堀西の町三番地 電話：079-223-9596 FAX：079-223-9541
乙	連絡先 1	第一事業本部 関西第二エリア統括部 姫路営業所	住所：兵庫県姫路市忍町 206 KS 十二所前ビル 1F 電話：079-288-9222 FAX：079-222-6163
	連絡先 2	第一事業本部 関西第二エリア統括部	住所：兵庫県神戸市中央区 御幸通 4 丁目 2 番 20 号 三宮中央ビル 1F 電話：078-252-3299 FAX：078-252-1633

以 上

災害時における連携協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における被災者支援のための連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に、被災者支援のため、連携協力の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力事項）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が行う業務は、災害等に起因して法的知見を要する事項全般の助言及び次に掲げる業務とする。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 第2条の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。
- 3 乙が、災害等の状況に照らし、第1項の要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲乙協議の上、可能な限り協力をするものとする。
- 4 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（協力の実施）

第5条 乙が業務を実施するに際し、相談の場所、時間等の方法については、甲乙協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第6条 乙が業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

- 2 乙が業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに協力実

施報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（日当等）

第9条 第3条に基づく活動に関する乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（平常時からの連携）

第11条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換、研鑽、模擬訓練及び講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（損害の補償）

第12条 甲の要請に基づく活動を行う際に、従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（車両の通行）

第13条 甲は、乙が第4条に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その後期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの申出のないときは、期間満了の日の翌日からさらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年（2022年） 4月 25日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 神戸市中央区橋通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長 中上幹雄

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の協力要請書の提出を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第8条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年(2016年)1月15日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県行政書士会
会長 村山豪彦

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における被災者等（被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における姫路市内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

（役割等）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、甲と連携の上、姫路市内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業（以下「無償貸与事業」という。）を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲は、無償貸与事業の実施場所の確保に努めるものとする。

3 甲及び乙は、無償貸与事業について市民への周知に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（連携体制の構築）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく無償貸与事業を円滑かつ迅速に行うため、平時から連携体制の維持向上に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を選定し、相互に通知するものとする。連絡担当者に変更があった場合も、また同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても、また同様とする。

（協定内容の変更）

第7条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年（2024年）12月19日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号
一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事

災害時における緊急測量業務等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害時の緊急測量業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、緊急測量業務等（以下「業務」という。）のため、乙が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして業務を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 派遣を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 現場責任者の氏名
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務のうち初期対応は、次のとおりとする。

- (1) 復旧工法検討に必要な測量作業（平板測量、縦断測量、横断測量）
- (2) 道路交通確保又は二次災害防止のための仮設構造物の設計業務
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

2 初期対応以外の業務は、次のとおりとする。

- (1) 復旧工法を決定するために必要な重要構造物の設計及び地質調査
- (2) 早期に保存しておかなければ痕跡が不明確になってしまう被災状況の写真撮影
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

（乙の責務）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、業務を甲に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき業務を行った場合は、様式2による実施報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した事業所名、測量機材等の台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が業務に要した費用は、甲が負担するものとし、当該費用の額については、甲の積算基準又は乙の見積もりにより甲が算出するものとする。

（損害の負担）

第6条 この協定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとれるよう、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年(2017年)1月17日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年(2017年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙

災害時における緊急測量業務等に関する協定事業所一覧

団体名
一般社団法人兵庫県測量設計業協会姫路支部(姫路市城北新町1丁目8番25号)
播磨測量設計ネットワーク(姫路市神屋町3丁目44番地 北野ビル1F)

土砂災害の緊急点検活動に関する協定

姫路市（以下「甲」という）、兵庫県中播磨県民センター（以下「乙」という）及び特定非営利活動法人 兵庫県砂防ボランティア協会（以下「丙」という）は、姫路市内で発生した土砂災害の緊急点検活動に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 条 甲は、土砂災害の状況を把握するため、緊急点検活動（以下「活動」という）を必要とするときは、乙の協力を得て次に掲げる事項を明らかにした上で、丙に対し書面（様式 1）により活動を要請することができる。この場合において、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

- (1) 土砂災害の発生日時と箇所名、所在地、災害状況、避難状況
- (2) 土砂災害発生場所に係る土砂災害警戒区域等の概要、土砂災害関係法令の指定状況
- (3) その他必要な事項

（活動の内容）

第 2 条 丙は、甲の要請により、緊急点検調査票（以下「調査票」という）により活動するものとする。

2 調査票は丙が定め、事前に甲及び乙の承認を受けるものとする。

（甲と乙の協力）

第 3 条 甲と乙は、活動を円滑に進めるため、互いに協力するものとする。

（甲の責務）

第 4 条 甲は、丙の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地元調整及び現地案内
- (2) 必要となる平面図（地形図）及び物資の可能な範囲での提供及び貸与
- (3) その他必要な事項

（丙の責務）

第 5 条 丙は、第 1 条の要請に基づき、可能な限り速やかに活動に着手するものとする。

（報告）

第 6 条 丙は、活動が完了したときは、次に掲げる事項を明らかにし、書面（様式 2）により報告するものとする。この場合において、文書による報告のいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 従事した者の氏名及び期間
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 7 条 甲は、丙の活動に要した費用について、実費の弁償として交通費を負担する。

(損害の負担)

第8条 活動により生じた損害については、甲、乙及び丙が協議して負担するものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関し、あらかじめそれぞれの連絡担当者を定めるものとし、土砂災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年6月28日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも特段の意思表示がないときは、満了日の翌日から、さらに1年間同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年6月28日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市北条1-98
兵庫県中播磨県民センター
センター長 田中 基康

丙 神戸市須磨区東町3-3-9
特定非営利活動法人兵庫県砂防ボランティア協会
理事長 林 任輝

姫路市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災活動に貢献する意欲のある事業所を登録し、及び公表し、災害発生時においてそれらの持つ資源や能力の提供を受けることにより、地域防災力の強化を図るとともに、当該事業所の従業員及び市民の防災意識の啓発を図ることを目的とする姫路市地域防災貢献事業所登録制度(以下「制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(登録事業所の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所を姫路市地域防災貢献事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するものであること。
- (2) 登録業者(競争入札の参加資格等について(平成8年姫路市告示第5号)により指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。)であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(登録の手続)

第3条 制度の登録をしようとする事業所の代表者(以下「申請者」という。)は、登録・変更申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所を登録するとともに、当該申請者に登録証(様式第2号)を交付するものとする。

(登録事業所の公表)

第4条 市長は、市ホームページその他の市の広報媒体、コミュニティFM、ケーブルテレビその他の広報媒体を活用し、登録事業所の名称及び当該登録事業所の活動実績等の周知に努めるものとする。

(登録事業所への協力要請)

第5条 市長は、登録事業所に対して、防災訓練及び防災研修等への参加、防災ポスターの事業所への掲出等、防災意識啓発活動並びに災害発生時における防災活動等の協力を要請することができる。

- 2 登録事業所は、前項の要請に対して、可能な限り応じるものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 登録抹消届(様式第3号)を市長に提出し、登録の抹消を申し出たとき。

- 2 登録事業所は、登録が抹消されたときは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(災害時の協力)

第7条 災害発生時に市長が登録事業所に協力の要請をする業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初期消火、障害物の除去等に係る労務提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資提供
- (3) 避難場所等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録・変更申請書(様式第1号)の協力項目に掲げるもの

- 2 市長は、前項に規定する業務の協力を要請しようとするときは、協力要請書(様式第4号)を登録事業所に交付して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により行うことができるもの

とする。この場合において、市長は、事後速やかに協力要請書を当該協力を要請した登録事業所に交付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力の内容
- (3) その他必要な事項

3 登録事業所は、前項の協力の要請があったときは、その諾否、要請のあった業務に当たる従業員の氏名等の情報及び実施可能な業務の内容等について、またその業務を完了したときは、その業務の実施内容等について、協力業務諾否・実施結果連絡票（様式第5号）により、市長に連絡するものとする。

4 市長は、前項の規定による協力の応諾の連絡があったときは、様式第5号協力業務実施予定の従業員数・その他氏名等欄に記載された従業員を社会福祉法人姫路市社会福祉協議会を通じて兵庫県ボランティア市民活動災害共済（以下「ボランティア保険」という。）に加入させるものとする。
（経費負担）

第8条 前条第1項各号に掲げる業務の実施に要した費用は、当該業務を実施した登録事業所の負担とする。

2 前条第4項の規定によるボランティア保険に係る掛金は、本市が負担する。

（事故発生時の連絡）

第9条 登録事業所は、市長の要請に基づき業務を実施中の従業員が負傷し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちに事故発生状況等連絡票（様式第6号）により市長に連絡するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の様式第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に提出される登録又は変更の申請について適用し、同日前に提出された登録又は変更の申請については、なお従前の例による。